

# 平成21年度 自己点検・評価書

平成22年12月

佐賀大学高等教育開発センター

# 目 次

1	高等教育開発センターの目的と概要	3 頁
2	実施体制	7 頁
3	教員及び教育支援者	11 頁
4	学生支援等	17 頁
5	施設・設備	21 頁
6	教育の質の向上及び改善のためのシステム	27 頁
7	管理運営	37 頁
8	研究活動	49 頁
9	国際交流及び社会連携・貢献	57 頁
10	部門別活動等	61 頁
<b>【資料編】</b>		
1	規程集	69 頁
2	アンケートの結果	87 頁

# 1. 高等教育開発センターの目的と概要

## 1.1 高等教育開発センターの目的

### (1) 観点ごとの分析

#### 1-1 センターの目的

##### 【観点に係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という）は、佐賀大学（以下「本学」という）の教育について調査・研究するとともに、その成果を教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的としている。また、センターの目的は、佐賀大学高等教育開発センター規則に定め、センターのホームページ (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html>参照) に掲載することによって公表している。

##### 資料 1-1-1

第2条 センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

(出典 佐賀大学高等教育開発センター規則)

##### 【分析結果とその根拠理由】

センターの目的を、ホームページに掲載することによって公表している。このことから、センターとして目的を明確に定め、周知していると評価できる。

## 1.2 高等教育開発センターの概要

##### 【観点に係る状況】

修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の4部門から修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の5部門体制となった組織体制により、以下の業務を担当した。

修学支援部門：

- (1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究
- (2) 学生の修学改善
- (3) 学生の修学指導方法の開発
- (4) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

教育支援部門：

- (1) FD 及びその成果を利用した教育支援
- (2) 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善
- (3) 教育評価法の開発と適用
- (4) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

企画評価部門：

- (1) 大学教育の改善
- (2) 大学の教育活動の評価に必要な調査
- (3) その他センター長が指示する事項の企画及び調査

英語教育開発部門：

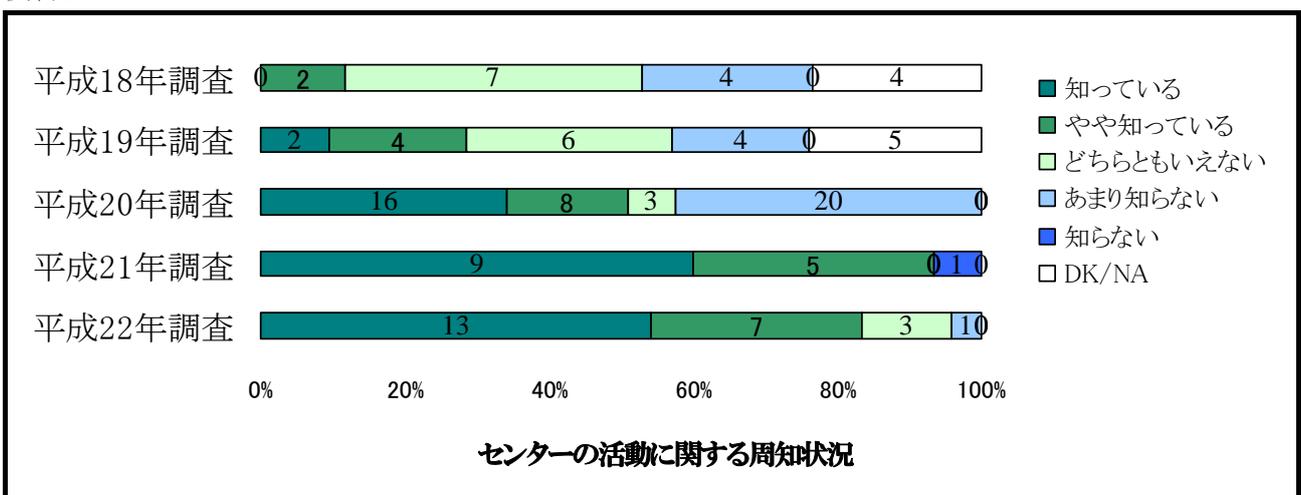
- (1) 英語教育の教材開発に関すること
- (2) 英語の教育方法及び教育改善に関すること
- (3) その他英語教育に関する教育支援に必要な事項

教育システム開発部門：

- (1) 教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発
- (2) 教育資源の調査及び開発
- (3) その他高等教育の開発に関する事項

各部門の業務はセンター規則（資料編：規程集【p.73】参照）をホームページ（<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html>）に記載することによって周知した。センターやセンターに設置している各部門の活動についても、同ホームページや機関誌『大学教育年報』（<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html>参照）の発行を通して周知している。また、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として、引き続き点検・評価アンケート（巻末の資料編を参照）を実施し、センターの活動が認識されているかどうかについて調査を行っている（資料A参照）。

### 資料A



(出典 佐賀大学高等教育開発センター 自己点検評価アンケート)

## 【分析結果とその根拠理由】

前年度に引き続き、センター及び各部門における活動をホームページに記載するとともに、機関誌を発行することにより周知している。また、資料 A を参照する限り、平成 22 年調査は平成 21 年調査をやや下回っているものの、センターの活動を「知っている」「やや知っている」とする回答の割合は調査開始時から大幅に増えている。このことから、センターの活動に対する認識はかなり高まったといえる。

## 1.3 中期計画等実施状況

### 【観点に係る状況】

高等教育開発センターが主担当になっている年度計画の進捗状況に示されている通り、平成 21 年度も前年度に引き続き、大学教育委員会と連携した活動を中心に行った。平成 21 年度は 001、038、062、064、065 の 5 項目からなる年度計画を遂行し、大学教育の改善に資する活動に幅広く取り組んだ。(資料 A 参照)。

### 資料 A

年度計画番号	平成 21 年度計画	進捗状況(3月報告)
001-01	①高等教育開発センターの各部門は、大学教育委員会等と連携して、学習支援と教育支援に取り組むとともに、本学の評価事業を支援する。また、課程教育に関する調査研究を行い、教育改革を支援する。	①英語教育開発部門を除く高等教育開発センターの教員が、大学教育委員会専門委員会の委員長あるいは委員を務めることで、互いの連携体制を確立している。大学教育委員会、総合情報基盤センターと連携し、ポートフォリオを活用した学習・教育支援に関する調査研究を開始した。センター長を含め、3名のセンター教員が GP シーズの審査に協力した。修学支援部門では、大学教育委員会教務専門委員会に提案するために、ゴーイング・シラバス、学習ハンドブックに関して検討している。また、初年次教育の調査研究を行い、学士課程検討委員会に素案を提示した。企画評価部門では、卒業生及び修了生対象のアンケートを実施し、分析結果を報告書としてまとめて大学教育委員会に提出した。各学部の自己点検・評価の作成資料となる「平成 20 年度教育活動等調査報告書」を取りまとめるとともに、教員選考の実態調査を実施し、その分析結果を教員組織編成等に関する資料としてまとめ大学教育委員会に提出した。教育システム開発部門では、大学教育委員会 ICT 専門委員会に、ICT 活用教育に関する基本方針を提案した。
038-01	①高等教育開発センターは、大学教育委員会等と連携して教育改善のための全学的な調査研究を実施し、その結果を各学部及び研究科が教育課程の検討や FD 活動に活用できるように提供する。また、教育改善の方法を調査研究し、大学教育委員会に提案する。	①大学教育委員会と連携し、卒業生及び修了生対象のアンケートを実施した。その結果については、教育課程の検討や FD 活動に活用できるよう報告書にまとめ、各学部及び研究科に提供した(ただし、平成 21 年度卒業・修了予定者対象アンケートについては、現在、回収を完了し、集計作業に着手している)。また、アドミッション・センターと協力し、試験的に過去 4 年間について特定の学科を調査対象として入試結果と追跡調査を行い、この結果をもとに、調査対象学科へコメントを提示した。 教育改善の方法としてティーチング・ポートフォリオについて調査研究を開始し、学外から招いたメンターによる研修を 2 回開催し、サンプル版を作成した。また、ラーニング・ポートフォリオについても、学習支援への活用法等の調査研究に取組み、プロトタイプを構築した。 9 月に教育功績等表彰者による座談会を大学教育委員会と共催し、その内容を今年度末に発行予定の大学教育年報第 6 号に掲載した。
062-01	①高等教育開発センターは学部教員と連携し、教員へのインタビューを実施するとともに、学生に配慮した教材・学習指導法等の情報を収集し活用を検討する。	①今年度から新たに 1 名の併任教員(農学部 1 名)を配置するとともに、3 名の協力教員(文化教育学部 1 名、理工学部 1 名、アドミッション・センター 1 名)を受け入れた。学部等の教員 11 名からなる WG を立ち上げ、学生に配慮した学習調査研究などに取組んだ。教育功績等表彰第 2 号者による座談会を開催し、授業の実践方法を全学の教員に提供できるように編集した。本学、大分大学及び大学評価・学位授与機構の教員との連携により、学生に配慮した教材・学習指導法等の情報を収録した「ティーチング・ポートフォリオ(TP)」(教育業績記録)を作成するための合宿形式の研修 TPWS(3 日間)を 9 月に開催し、3 月には、第 2 回 TPWS を大分大学で開催した。2 回の TPWS で計 11 名の本学教員が作成した TP を、教育改善の情報源として活用する方策を検討するとともに、TPW

		S参加者への教育教材としてTPWSに関する e-Learning 教材を開発した。さらに、学生に配慮した学習支援・指導に資する情報を効率的に収集・フィードバックできるラーニング・ポートフォリオのプロトタイプの開発を行った。 教養教育英語統一テキストの制作に向けて、企画開発チームを結成し、先行している東京大学、琉球大学、沖縄キリスト教大学、名桜大学へ視察へ行き、意見交換、成果についての情報を得え、それらを踏まえ、本学独自のテキスト制作のための企画案を作成中である。
064-01	①高等教育開発センターは、学部及び教養教育運営機構と連携し、ICT活用型教材の研究開発を行う。	①高等教育開発センターは、学部及び教養教育運営機構と連携し、デジタル表現技術教育プログラムによる授業科目の開講を支援した。 障がい(害)者就労支援教育プログラムに従事する特任准教授及び特任助教を採用するとともに、ICT活用型教材の研究開発に着手し、e-Learningを使った英語授業を実施し、学生等のアンケートをもとに改善を加え、教材の充実を図った。 学内の協力教員及び e-Learning スタジオとともに、化学の LMS 教材の開発し、平成22年度より運用を始める準備を整えた。
065-01	①高等教育開発センターは、佐賀大学FD・SDフォーラムや公開授業等のFD企画を立案し、大学教育委員会と連携して組織的なFD活動を支援する。	①学生(学部3年生、修士2年生)対象アンケートを実施し、その結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した。 大学教育委員会、総合情報基盤センターと連携し、ポータルサイトに関する佐賀大学FD・SDフォーラム「金沢大学におけるポータル利用による教育改善の取り組み」を5月に、ティーチング・ポートフォリオ(TP)に関する「ティーチング・ポートフォリオとは何か」を7月に、「ICTの効果はあるか」を10月に開催した。3月には第4回目となるフォーラム「大学教育の質を組織レベルで保証するには？」を開催した。 9月16～18日及び3月1日～3日にティーチング・ポートフォリオ(TP)ワークショップを開催し、計11名の教員がTPを作成した。TPに記載された教育方法を、当センターのホームページで公開できるように準備を進めている。 教員向けの「英語授業マニュアル」制作のための特別チームを編成し、必要な資料の洗い出しを行い、基本的なクラスルームイングリッシュや授業の進め方について、原案を作成中である。大学間コンソーシアムのための科目も含めてeラーニングによる授業コンテンツ及びLMSの開発を進めている。

(出典 中期目標・中期計画進捗管理システム)

## 【分析結果とその根拠理由】

併任教員が多く、教員1人当たりの業務負担が大きいのに対し、業務の内容が多岐にわたっている点を考慮すれば、センターは概ね精力的に活動し、中期目標および中期計画の達成に寄与していると評価できる。

## 2. 実施体制

### (1) 観点ごとの分析

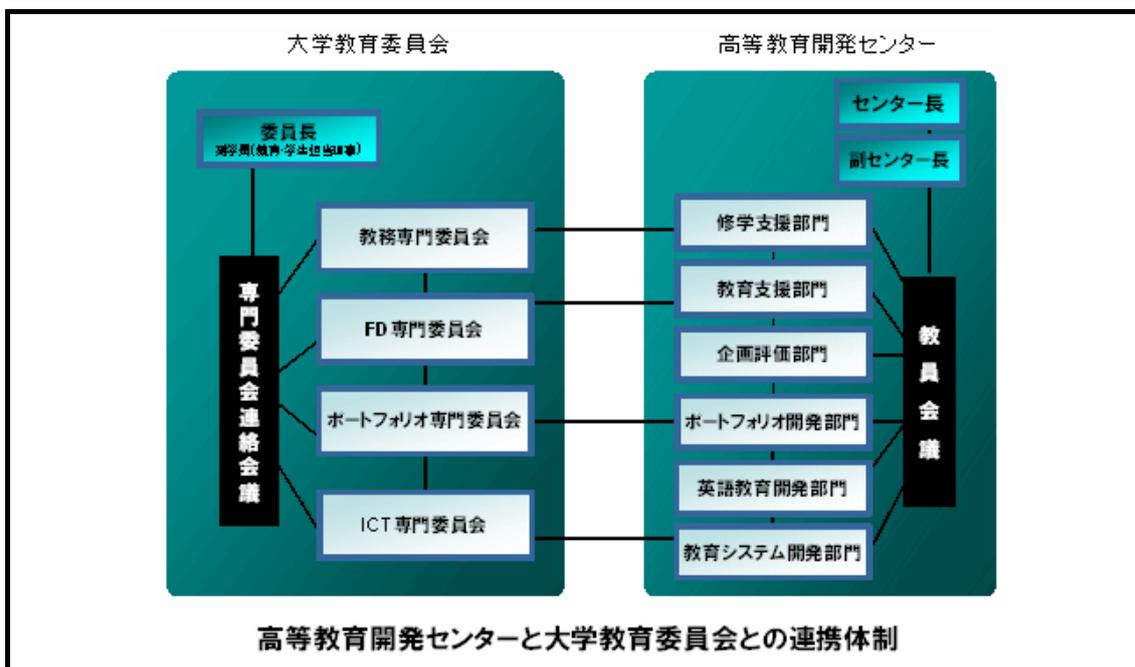
2-1-1-① センターの構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到る状況】

平成20年度から5部門体制となったセンターの各部門中4部門から、大学教育委員会の教務専門委員会、FD専門委員会、企画評価専門委員会、ICT専門委員会に委員として参加した。さらに、大学教育委員会の教務専門委員長とFD専門委員長が修学支援部門、教育支援部門の併任教員となることにより、引き続き部門活動と大学教育委員会の専門委員会の活動が一体となるよう連携体制の維持に努めた。平成22年度からは、ポートフォリオ開発部門を新たに設置し、大学教育委員会に新設されたポートフォリオ専門委員会との連携を図っている（資料A参照）。

なお、教養教育運営機構には、引き続き高等教育開発センターの併任教員（修学支援部門）が協議会の構成員等として参加した（資料B参照）。

資料A



(出典 佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ <http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/organization.html>から)

## 平成 21 年度教養教育運営機構委員名簿

- ◎教養教育運営機構長 遠藤 隆 (5 部会所属) 内線 8844  
 ◎教養教育運営機構副機構長 上田 敏久 (教務委員長) (5 部会所属) 内線 8789  
 ◎教養教育運営機構副機構長 村山 詩帆 (広報委員長) (7 部会所属) 内線 8987  
 ◎教養教育運営機構副機構長 渡 孝則 (FD委員長) (6 部会所属) 内線 8683

部 会	部 会 長	部 会 幹 事			
1 文化と芸術	牛塚 和男 教授 文教 8341	山田 潤次 (教) 教授 文教 8331	今野 厚子 (広) 教授 文教 8220	板橋 江利也 (F) 准教授 文教 8327	
2 思想と歴史	都築 彰 教授 文教 8235	鬼嶋 淳 (教) 講師 文教 8354	後藤 正英 (広) 講師 文教 8272	高橋 良輔 (F) 講師 文教 8284	
3 現代社会の構造	畑山 敏夫 教授 経 8451	山本 長次 (教) 准教授 経 8468	古岡 剛彦 (広) 准教授 文教 8274	三好 祐輔 (F) 准教授 8426	
4 人間環境と健康	久野 建夫 准教授 文教 8278	網谷 綾香 (教) 講師 文教 8277	永尾 晃治 (広) 准教授 農 8781	山川 裕子 (F) 准教授 医 2560	
5 数理と自然	清田 勝 教授 理工 8953	北村 二雄 (教) 教授 理工 8550	河野 宏明 (広) 准教授 理工 8538	靖 正勝 (F) 准教授 文教 8311	
6 科学技術と生産	西尾 光弘 教授 理工 8656	野口 英行 (教) 教授 理工 8674	上野 大介 (広) 講師 農 8793	古賀 勝嘉 (F) 講師 理工 8694	
7 地域と文明	青木 歳幸 教授 地域 8379	日野 剛徳 (教) 准教授 低平 8612	瀬 健治 (広) 教授 医 3543	澤島 智明 (F) 准教授 文教 8308	
8 外国語	小野 浩司 教授 文教 8289	古中 幸平 (教) 教授 文教 8291	高野 吾郎 (広) 准教授 医 2185	中山 亜紀子 (F) 准教授 留 8984	
9 健康・スポーツ	池上 寿伸 教授 文教 8355	松山 郁夫 (教) 准教授 文教 8364	山津 幸司 (広) 講師 文教 8302	坂元 康成 (F) 准教授 文教 8360	
10 情報処理	石原 秀太 教授 文教 8312	大月 美佳 (教) 講師 理工 8858	和田 康彦 (広) 教授 農 8787	安田 伸一 (F) 准教授 経 8436	
高等教育開発センター	山下 宗利 (教) 教授 高 8230				

文教：文化教育学部、経：経済学部、医：医学部、理工：理工学部、農：農学部

地域学歴史文化研究センター、低平地研究センター

高：高等教育開発センター

(教)：教務委員、(広)：広報委員、(F)：FD委員

※内線で本庄キャンパスから鍋島キャンパスへ、鍋島キャンパスから本庄キャンパスへかける時は6を最初に付ける。

「教養教育事務局」(本庄キャンパス)

教養教育管理主担当 龍 嘉郎 (8815)、事務補佐員 養原 富子 (3601)

教養教育教務主担当 服部 浩之 (8818)、事務員 出雲 大輔 (8402)、

事務補佐員 黒瀬 康子 (8817)、事務補佐員 (LM 教室) 御厨 充子 (8895)

(出典 平成 21 年度教養教育運営機構委員名簿の該当箇所)

資料C

平成21年度 佐賀大学大学教育委員会・各専門委員会委員						
平成21年4月						
学部等	職名	氏名	学内電話	任期	メールアドレス	専門委員会
委員長	副学長	○田代洋丞	8102	職指 定	tashiroy@cc.saga-u.ac.jp	ICT
文化教育	学部長	上野景三	8210	職指 定	uenok@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	山下宗利	8230	H17.4.1～	yama@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	大元 誠	8278	H20.4.1～	ohmotom@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	小野浩司	8289	H21.4.1～	onok@cc.saga-u.ac.jp	FD
経済	学部長	富田義典	8453	職指 定	tomitay@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	丸谷浩介	8475	H20.4.1～	marutani@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	米倉 茂	8420	H19.4.1～	yonekurs@cc.saga-u.ac.jp	教務
	准教授	石川亮太	8440	H21.4.1～	ishikawa@cc.saga-u.ac.jp	FD
医	学部長	木本雅夫	2255	職指 定	kimoto@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	増子貞彦	2221	H16.4.1～	masuko@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	藤本一真	2351	H16.4.1～	fujimotk@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	齊藤ひさ子	2550	H20.4.1～	saitohi@cc.saga-u.ac.jp	FD
理工	学部長	中島 晃	8510	職指 定	rgakubucho@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	宮良明男	8623	H18.4.1～	miyara@me.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	渡辺健次	8828	H20.4.1～	watanabe@is.saga-u.ac.jp	教務
	教授	兒玉浩明	8562	H20.4.1～	hiroaki@cc.saga-u.ac.jp	FD
農	学部長	野瀬昭博	8710	職指 定	nosee@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	藤村美穂	8728	H21.4.1～	fujimur@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	和田康彦	8787	H21.4.1～	ywade@cc.saga-u.ac.jp	教務
	准教授	一色 司郎	8740	H20.4.1～	ishiki@cc.saga-u.ac.jp	FD
教養教育	棟構長	遠藤 陸	8844	職指 定	endo@cc.saga-u.ac.jp	ICT
	准教授	村山詩帆	8987	H19.4.1～	murayas@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	准教授	○上田敏久	8789	H20.4.1～	uedat@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	○渡 孝則	8683	H20.4.1～	watarit@cc.saga-u.ac.jp	FD
高等教育	センター長	◎大石祐司	8668	職指 定	oishiy@cc.saga-u.ac.jp	ICT
	教授	○石丸幹二	8753	H21.4.1～	karji@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	船久保公一	8535	H20.4.1～	funakubo@cc.saga-u.ac.jp	教務、ICT
	准教授	皆本晃弥	8508	H20.4.1～	minamoto@is.saga-u.ac.jp	FD
保健管理	センター所長	佐藤 武	8180	オブザーバー	satot@cc.saga-u.ac.jp	
健康センター	センター長	柳田晃良	8782	オブザーバー	yanagit@cc.saga-u.ac.jp	
学務部	学務部長	黒川 好文	8160		kurokawy@cc.saga-u.ac.jp	ICT
	教務課長	松尾 訓	8161		matsuosa@cc.saga-u.ac.jp	
	教務課副課長	奥村直美	8162		okumuran@cc.saga-u.ac.jp	
	係長(教育企画 主任係)	江崎 浩	8163		esakihi@cc.saga-u.ac.jp	
	係員	高尾雅弘	8164		takaol@cc.saga-u.ac.jp	
医学部	学術サービス課長	渡邊 一成	3103		iwatana@cc.saga-u.ac.jp	
	学術サービス課 副課長	田崎 法人	3128		tasakin@med.saga-u.ac.jp	
	係長(看護学教 育主任係)	白木圭二	3358		shirakiki@cc.saga-u.ac.jp	

(備考)◎は、副委員長。○は、各専門委員会委員長。  
両キャンパス間の架電には、4桁の数字の前に6を附してください。

(出典 平成21年度大学教育委員会名簿の該当箇所)

【分析結果とその根拠理由】

大学教育委員会との連携体制が引き続き維持され、部門活動に関係のある実績を有する教員を併任教員として委嘱するなどの工夫を行っている。しかしながら、専任教員が2名しかいないセンターの構成では、併任教員が抱えるセンターの業務、大学教育委員会との連携体制の維持に必要な負担が過大なものになっている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

大学教育委員会の4つの専門委員会との連携を実現するとともに、新設のポートフォリオ開発部門についても同委員会との連携体制を整えるなど、情報の交換効率を維持している点は評価できる。

### 【改善を要する点】

大学教育委員会との連携は中期計画に定められている事項であるが、連携体制の強さは、センターの教員が大学教育委員会の4つの専門委員会の委員長を兼ねることができるかどうかにかかっている。平成21年度は、前年度に協力教員としてセンターの活動に参加していた教務専門委員長及びFD専門委員長が、併任教員となったことで、連携体制の強さを支える構成を維持している。

### 3. 教員及び教育支援者

#### (1) 観点ごとの分析

##### 3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動を活性化するための適切な処置が講じられているか。

#### 【観点到係る状況】

前年度から引き続き、学長裁量の全学運用仮定定員枠により、教育システム開発部門に専任教員（教授）1名、企画評価部門に専任教員（准教授）1名を配置した。また、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規（資料A）により、教育支援部門に1名、企画評価部門に1名、英語教育開発部門に1名の協力教員を、各部門長からの推薦に基づいて配置した（<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/staff.html>）。教育システム開発部門については、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規（資料B）による特任教員を3名、平成21年度特別教育研究経費による教育改革事業として採択された「障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラムの開発—障がい者就労支援コーディネーター養成—」の受入れに伴い、特任准教授1名及び特任助教1名を任期付きで配置した。

さらに、平成20年度に新設した英語教育開発部門に、女性教員1名を含む5名の外国人招聘教員（任期付き）を配置するなどの措置を講じた。なお、教員の平均年齢は、約50歳となっている（資料C参照）。

#### 資料A

##### 佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

（平成18年7月25日制定）

（趣旨）

第1条 この内規は、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力教員）

第2条 協力教員とは、センターの業務を推進するために、佐賀大学の専任教員のうちから、部門長の推薦に基づき、センター長が委嘱する教員をいう。

（任期）

第3条 協力教員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

（業務の内容）

第4条 協力教員は、推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。

2 協力教員は、センターの会議等に出席することができる。ただし、運営委員会については、委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き、出席することができない。

（雑則）

第5条 この内規の実施に関し、必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

## 資料 B

### 佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

(平成18年4月11日制定)

(趣旨)

1 この内規は、学術研究者（受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。）を佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(目的)

2 この制度は、客員研究員をセンターに受け入れることで、センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

(受入基準)

3 客員研究員として受け入れることのできる者は、センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

(名称の付与)

4 客員研究員には、佐賀大学高等教育開発センター特任教授、同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

(受入期間)

5 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは、第6項から第7項までの規定を準用する。

(受入れの申出)

6 客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は、客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて、センター長に申し出なければならない。

(受入れの承認)

7 受入れの承認及び付与する名称の決定は、運営委員会の議に基づき、センター長が行う。

(受入れの承認の取消し)

8 客員研究員が佐賀大学（以下「本学」という。）の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは、センター長は、客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

(設備、施設等の使用)

9 客員研究員は、センター長が認める範囲において、施設、設備等を使用することができる。

(給与等の支給)

10 客員研究員には、給与その他の費用を支給しない。

(学内規則等の準用)

11 客員研究員には、センターの教員に適用される規則等を準用する。

(雑則)

12 この内規の実施に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

資料 C

	職位等	年齢
センター長	教授 (併)	51 歳
副センター長	教授 (併)	52 歳
修学支援部門	部門長	教授 (併)
		教授 (併)
		准教授 (併)
教育支援部門	部門長	准教授 (併)
		准教授 (併)
		教授 (併)
		准教授 (協)
企画評価部門	部門長	准教授 (専)
		教授 (併)
		准教授 (協)
英語教育開発部門	部門長	教授 (併)
		教授 (協)
		准教授 (招)
		准教授 (招)
		准教授 (招)
		講師 (招)
教育システム開発部門	部門長	教授 (併)
		教授 (専)
		教授 (併)
		准教授 (併)
		特任教員
		特任教員
		特任教員
		特任教員 (准教授)
	特任教員 (助教)	

(2009 年 12 月現在)

【分析結果とその根拠理由】

英語教育開発部門を新設し、女性教員 1 名を含む外国人の招聘教員の選考を行うなど、センターの目的に応じて協力教員、特任教授を柔軟に配置することにより、センターの活動を活性化させるための取組が行われている。

3-2-① 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

#### 【観点に係る状況】

教員の採用・昇格は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に基づき、選考委員会の議を経て行っている（資料A）。平成20年度に新設した英語教育開発部門の招聘教員等を選考するにあたり、教員候補者説明書に研究活動の他、教育的活動、社会における活動等を記載することとした（別添資料3-2-①-1参照）。

なお、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として実施した「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」によれば、センターの教員構成を「適切だと思いますか」という質問に対して「そう思う」と回答しているケースの割合が平成18年実施調査から平成22年実施調査にかけてやや大きくなっている（資料B及び資料編のアンケート参照）。

#### 資料A

##### （教員選考の原則）

第3条 教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。

3 教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。

##### （教員候補者の公募等）

第4条 センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。

##### （選考委員会の設置）

第5条 前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

##### （選考委員会の構成員）

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

第7条 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

##### （選考委員会の議事）

第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

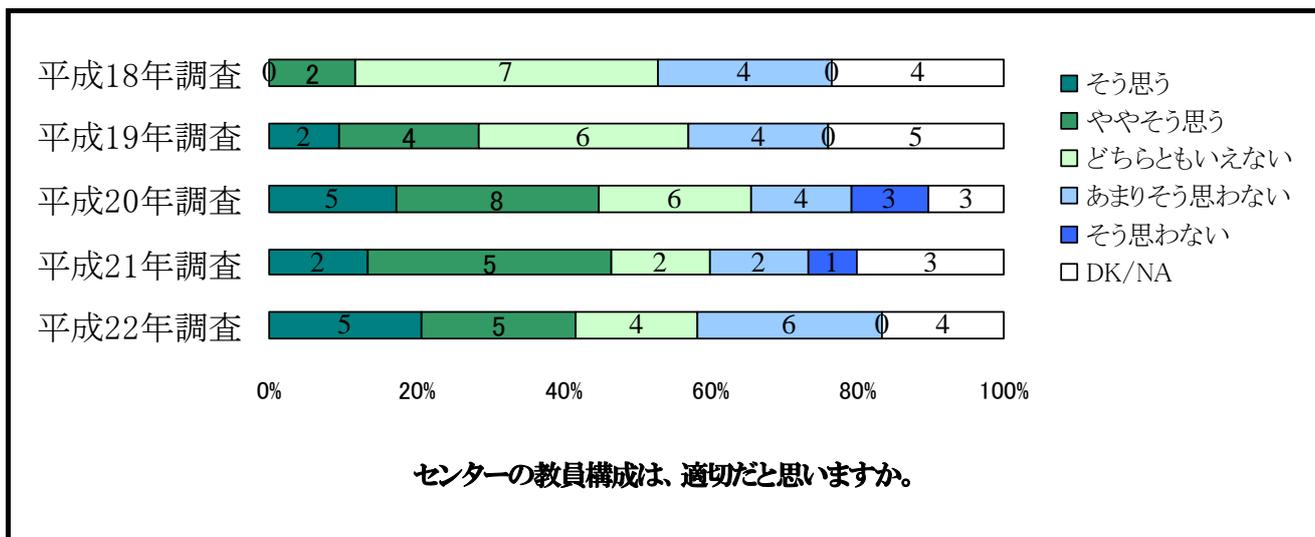
3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

##### （暫定候補者の選定）

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考委員会（平16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価し、調査選考の上、暫定候補者1人を決め、運営委員会に報告する。

（出典 佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程）

資料 B



(出典 佐賀大学高等教育開発センター 自己点検評価アンケート)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用・昇格等の基準は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程により明確にされている。また、採用した後、センターの業務を円滑に遂行できるよう、研究業績の他、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する展望等を多面的に評価していることから、教員の採用・昇格等の基準及びその運用は概ね適切なものになっていると判断できる。

## **(2) 優れた点及び改善を要する点**

### **【優れた点】**

年齢の構成が特定の年齢層に偏っていない点は評価できる。

### **【改善を要する点】**

招聘教員や特任教員を新たに配置しているが、主として新たに加わった特定業務の専従者であることから、併任教員については、依然として選考された教員および選考された教員の出身学部に過大な負担を強いている。

## **(3) 基準3の自己評価の概要**

センターの教員組織は、5部門の活動を遂行するための適任者を、協力教員や特任教授として受け入れる体制が整備され、学部横断的な形で編成されている。教員が抱える業務負担の問題は残されているものの、年齢構成については、特定の年齢層に偏らないよう教員配置に配慮している。また、教員の採用・昇格は、研究業績以外に、教育的活動、社会における活動、管理・運営に関する活動を考慮するよう教員選考規程に定め、当該の規程に従って実施している。

## 4. 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

4-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

#### 【観点到に係る状況】

大学教育委員会との連携により、学部3年生を対象とした共通アンケートを継続して実施することにより、学習支援に関する活動状況、取り組み状況等に対する学生の満足度を調査している。調査の結果は報告書にまとめ、大学教育委員会に報告し、学内の教職員への周知を図っている（別添資料4-1-②参照）。

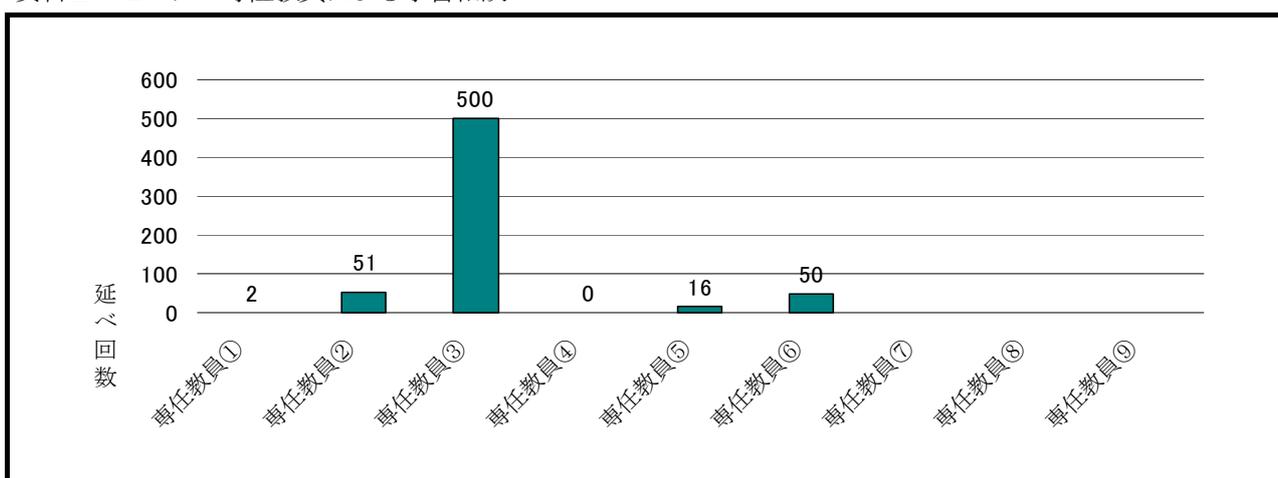
また、センターの専任教員3名は、佐賀大学が定めるオフィスアワー開設要項に基づき、オフィスアワーを設定している（資料A参照）。設定したオフィスアワーにより、定期的に学生からの学習相談に応じるとともに、オフィスアワー以外に面接や電子メールでの助言を随時実施している（資料B参照）。

資料A センター専任教員のオフィスアワー

専任教員①	専任教員②	専任教員③	専任教員④	専任教員⑤	専任教員⑥	専任教員⑦	専任教員⑧	専任教員⑨
前：毎火2 後：毎水2	— 後：毎月2	— 後：毎金2	—	前：毎水・金2 後：毎水・金2	前：毎水2 後：毎水2	前：毎木3 後：毎木3	前：毎金3 後：毎金3	—

(出典 平成21年度オフィスアワー等届)

資料B センター専任教員による学習相談



(出典 平成21年度評価基礎情報データ)

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生の学習支援に関する活動状況、取り組み状況に対する満足度をアンケートによって調査し、学生のニーズの充足状況を把握するとともに、センターの専任教員もオフィスアワーを設定して学生からの学習相談を受け付けている。このことから、学習支援に関する学生のニーズが把握され、助言が行われていると判断できる。

#### 4-2-① 自主的学習環境が整備され、効果的に利用されているか。

##### 【観点に係る状況】

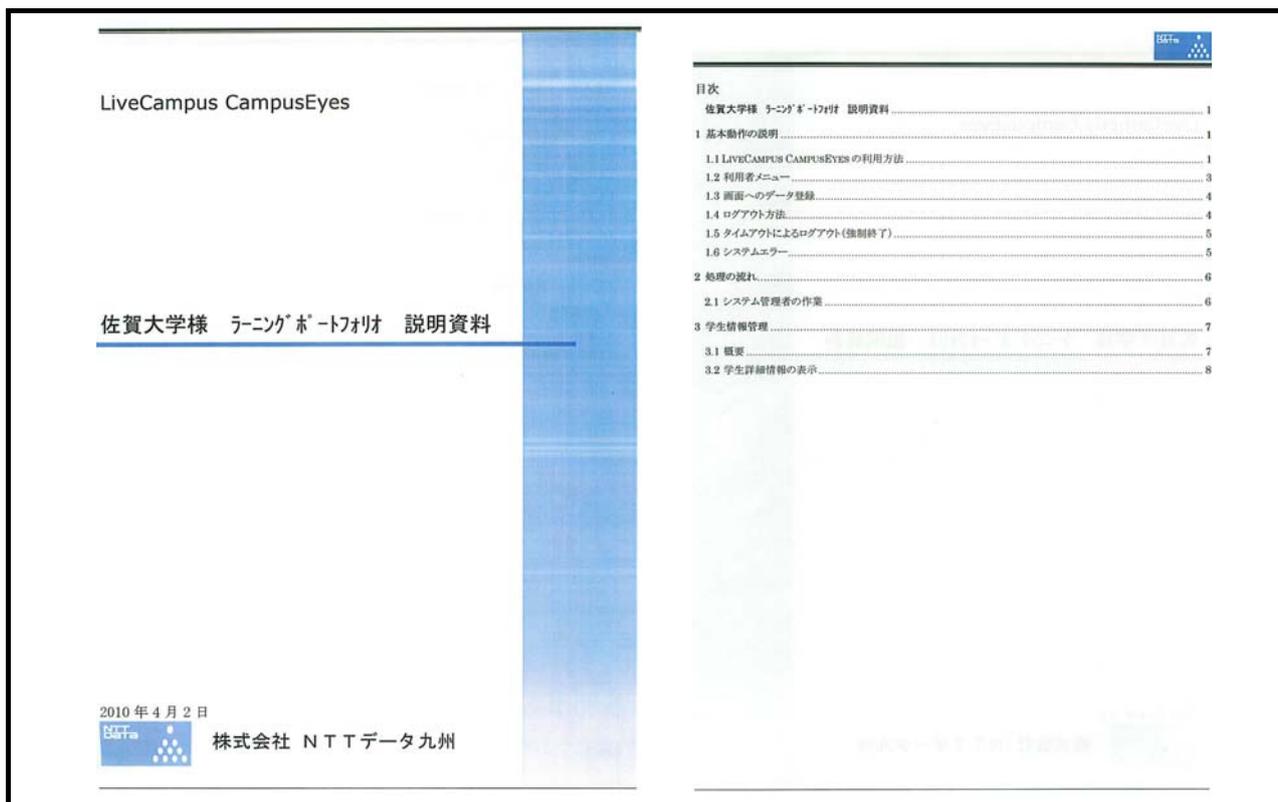
中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」に対応するため、本学におけるポートフォリオの在り方を調査研究することを目的として、ポートフォリオ研究WGを設置した（資料A参照）。また、「入学時の状況」、「卒業後のイメージ」、「職業希望」、「学習目標・計画」、「学習方法」、「学習・生活時間」、「学習目標・計画の達成状況に対する自己評価」、「学習目標・計画と達成状況に対する教員コメント」、「学習成果」を含むラーニング・ポートフォリオについて、平成22年度からの試験運用に向けたプロトタイプの開発に取組んだ（資料B参照）。

##### 資料A ポートフォリオ研究WG議題

第3回ポートフォリオ研究WG会議	
日 時	平成22年2月12日（金） 14:30～
場 所	共同会議室（学生センター2階）
議 題	
1)	概算要求について・・・・・・・・・・資料1
2)	本学でのポートフォリオ導入について・・・・・・・・資料2
3)	本研究WGの取扱について
4)	TPの管理について・・・・・・・・・・資料3
5)	大学改革推進経費（補正予算）の用途について・・・・資料4
6)	第2回ポートフォリオ・ワークショップについて・・・資料5
7)	その他

（出典 第3回ポートフォリオ研究WG会議配布資料）

資料B ラーニング・ポートフォリオ（プロトタイプ）説明資料（抜粋）



(出典 NTT データ九州による説明会配布資料)

【分析結果とその根拠理由】

利用の開始は平成 22 年度からであるが、中央教育審議会の答申に示された「学士課程教育」を構築していくにあたり、学生の自主的学習環境を整備するための重要な取組であると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

センター教員はオフィスアワーを設定して学生支援に寄与するとともに、学生のニーズの充足状況から学生のニーズを把握するための調査研究、学生支援システムの開発に取り組んでいる。

### 【改善を要する点】

学生のニーズを効果的に汲み上げる修学支援体制は構築できていないが、eラーニングスタジオと連携し、LMS（学習管理システム）を活用したFD・SDフォーラムを開催するなど、学生の修学支援体制の整備に向けた取り組みを引き続き行っている。

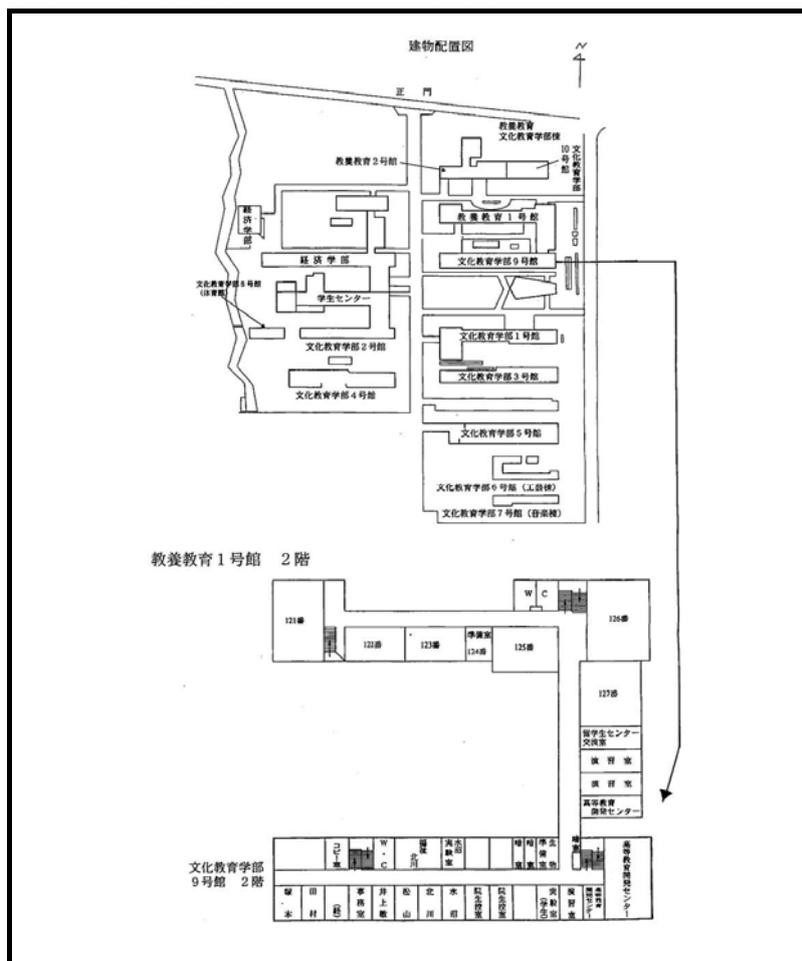
## 5. 施設・設備

5-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

### 【観点に係る状況】

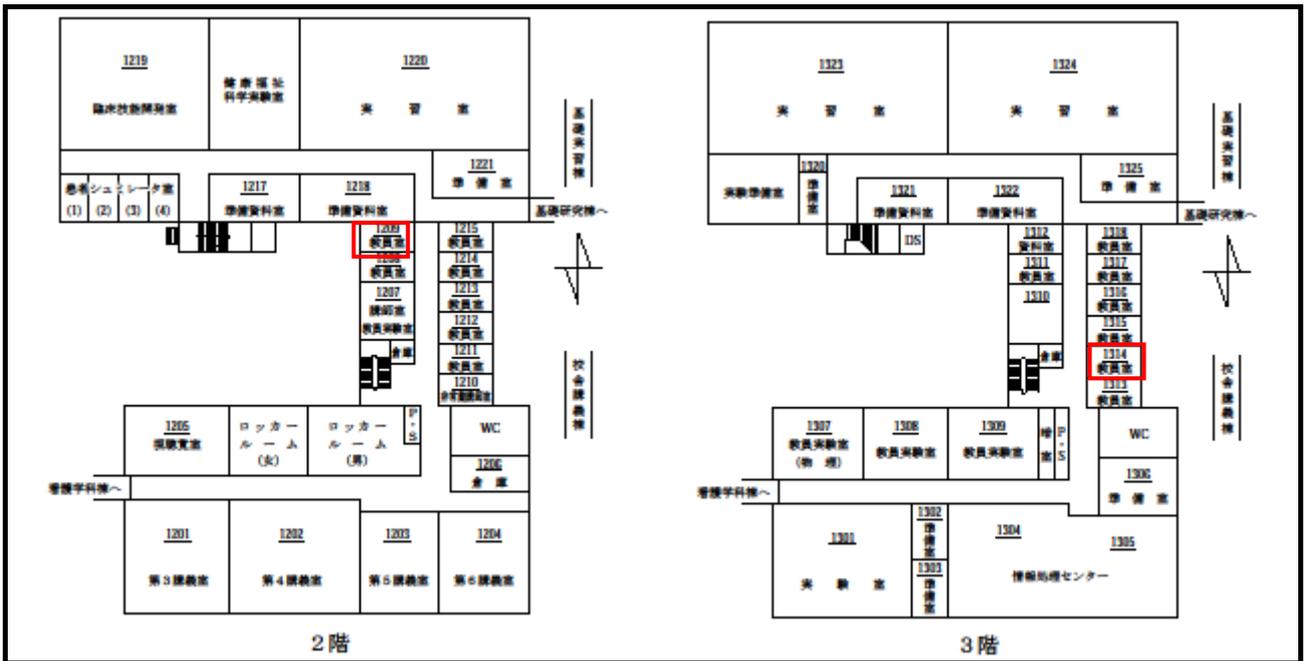
センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分され（面積 84 m<sup>2</sup>）、専任教員 2 名については、文化教育学部 10 号館に面積 24 m<sup>2</sup>、文化教育学部 9 号館に面積 21 m<sup>2</sup>の専用研究室を整備している（資料 A 参照）。特任教員 2 名は鍋島キャンパスの校舎講義棟 2 階及び 3 階に面積 37 m<sup>2</sup>の専用研究室を設け（資料 B 参照）、招聘教員 5 名は学生センター・留学生センター 3 階に面積 115 m<sup>2</sup>の専用研究室を確保している（資料 C 参照）。なお、平成 21 年 9 月から平成 22 年 6 月の期間については、建物の改修工事に伴ってセンター長室、研究室の一部を理工学部 2 号館 3 階に移転した。

資料 A 高等教育開発センターの配置状況



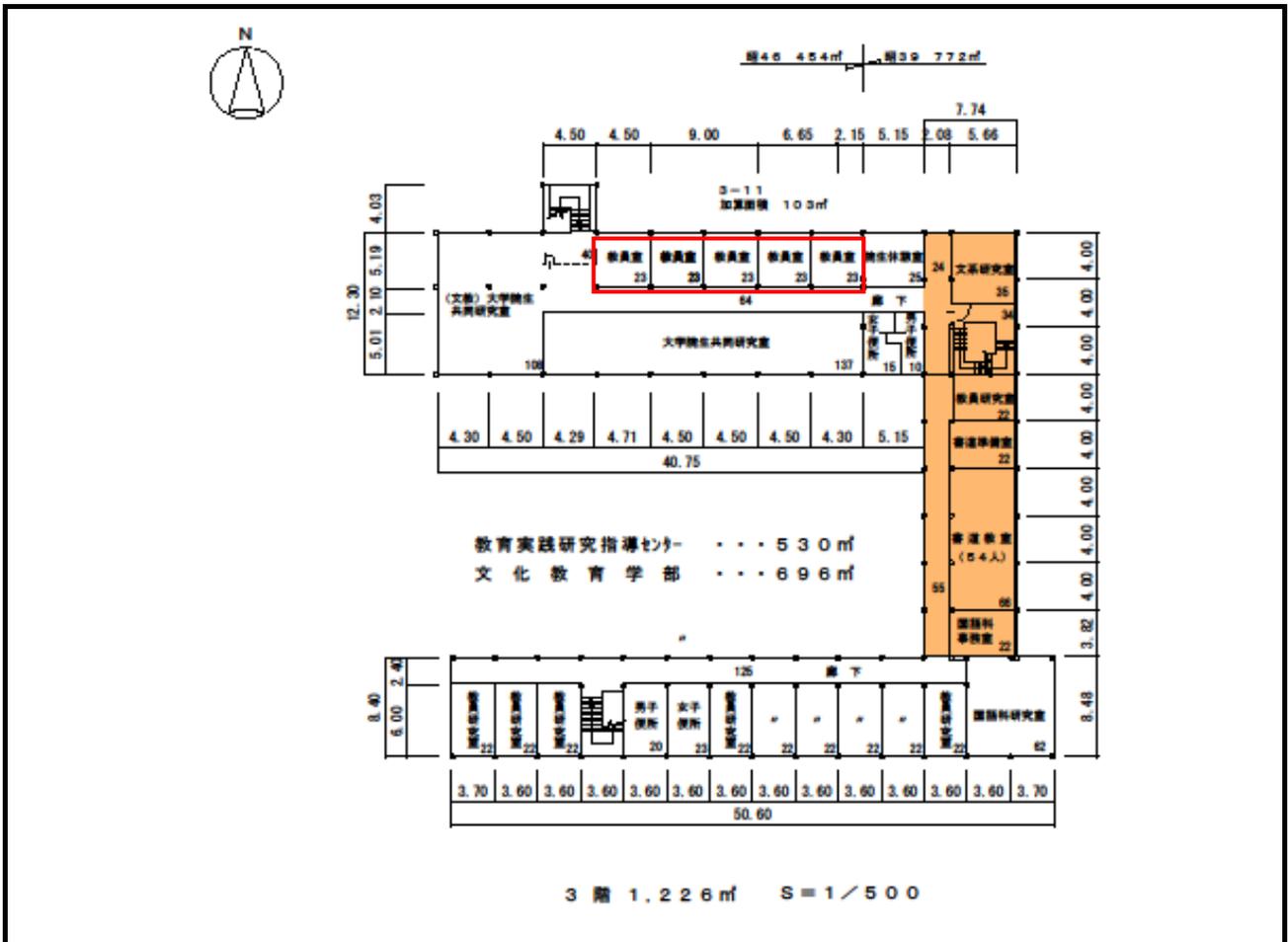
(出典 高等教育開発センター配置図)

資料 B 特任教員研究室の配置状況



(出典 高等教育開発センター配置図)

資料 C 招聘教員研究室の配置状況



(出典 高等教育開発センター配置図)

### 【分析結果とその根拠理由】

センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分されているが、それぞれ十分な広さが確保されており、また隣室をセンターの各部門の活動等に使用するスペースとして、有効に活用している。また、専門職員、特任教員および招聘教員の専用研究室スペースもそれぞれ確保されている。

5-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点に係る状況】

センターでは、調査研究、FD 活動を記録するのに必要なビデオカメラ類等の電子機器、データの解析に必要な統計パッケージ類の他、プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンを備えている(資料 A 参照)。また、プロジェクターなどの機器については、センターの教員のみならず、貸出しの要望にも可能な限り応じている。施設・設備の運用方針については、特に規定していないが、事前申込みを利用にあたっての原則とし、担当者の指示に従うようホームページを通して周知している(資料 B 参照)。

資料 A

高等教育開発センター保有設備リスト(平成21年度)			金額	購入年月
品名	型名	貸出		
1 統計ソフト	BaseSystem12DJ	不可	98,000	
2 統計ソフト	RegressionModels	不可	58,000	
3 共分散構造分析ソフト	Amos5.0	不可	98,000	
4 デジタルカメラ	DSC-P10	可	47,565	
5 デジタルカメラ	DSC-V3	可	70,000	
6 デジタルカメラレコーダー	DCR-HC40	可	90,720	
7 スキャナー(Scan Snap)	fi-4110EOX3	不可	50,190	
8 スクリーン OHP用	ライオンFS-180M	不可	38,220	
9 アコーデオンスクリーン	コクヨSN-A65KG	不可	38,640	
10 OHP用白板	BB-R734W3PS	不可	55,650	
11 パーソナルコンピューター(ソニー)	PCG-X550CP	可	249,800	
12 パーソナルコンピューター(ソニー)	VGN-T90PSY1	不可	227,800	
13 EXCELアンケート太閤Ver. 4. 0	アカデミック	不可	110,565	
14 液晶プロジェクター(エプソン)	EMP-74XGA200	可	236,145	
15 液晶プロジェクター(ソニー)	VPL-CX20	可	158,000	
16 大判プリンタ セットモデル(エプソン)	PX-75SCFP	不可	235,000	
17 デジタルビデオカメラレコーダー(ソニー)	DCR--SR62	可	72,400	
18 紙折機	DF-920	可	306,075	
19 製本機	GBC GTT0500	可	49,980	
20 DVDライター	VRD-MC5	可	27,000	
21 ペンタブレット ワコム (5個)	PTK-640/KO	可	33,950	H21年度購入
22 デジタルスチルカメラ ソニー	DSC-HX5V	可	44,800	H21年度購入

(出典 平成 21 年度高等教育開発センター保有設備リスト)

資料 B

 <b>佐賀大学 高等教育開発センター</b> <small>Center for Research and Development of Higher Education</small>	
<b>メニュー</b>	<b>資料・設備など</b>
<a href="#">※ English</a> <a href="#">※ 理念・目標</a> <a href="#">※ 組織体制</a> <a href="#">※ センター規則集</a> <a href="#">※ センター刊行物</a> <a href="#">※ スタッフ</a> <a href="#">※ 運営委員会</a> <a href="#">※ 活動記録</a> <a href="#">※ FD・SD</a> <a href="#">※ ポートフォリオ</a> <a href="#">※ 資料・設備等</a> <a href="#">※ トップページ</a>	<b>購入書籍一覧・寄贈図書一覧</b> <p>高等教育開発センターで購入した書籍及び他大学からの寄贈図書を貸出しておりますので、ご利用ください。</p> <p> <a href="#">平成16～19年度寄贈図書一覧(PDFファイル)</a>  <a href="#">平成20年度寄贈図書一覧(PDFファイル)</a>  <a href="#">平成21年度寄贈図書一覧(PDFファイル)</a> </p>
	<b>設備等一覧</b>
	<p>高等教育開発センターが保有する設備等の一部は、学内の業務にご利用の場合に限り、貸出しております。利用を希望される方は、事前にお申込みの上、担当者の指示に従ってご利用ください。</p> <p> <a href="#">高等教育開発センター設備等一覧(PDFファイル)</a> </p>
佐賀大学高等教育開発センター 〒840-8502 佐賀県佐賀市本庄町1番地 TEL 0952 (28) 8990、FAX 0952 (28) 8991	
<small>Copyright CRDHE. All Rights Reserved.</small>	

(出典 高等教育開発センター「資料・設備等」<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/library.html>)

【分析結果とその根拠理由】

センターが実施する調査研究に必要な施設・設備等が十分に備えられ、有効に活用されているが、大学の教職員及び学生に開放することを前提としていない。したがって、センターが保有する施設・設備の運用に関する規程はないものの、弾力的な運用で対応している現状は概ね妥当と判断できる。

5-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

**【観点に係る状況】**

センターは、学外から寄贈された高等教育関係の雑誌、報告書、著書等を随時閲覧できるようセンター内に保管するとともに、リスト化したものをホームページ上でダウンロードできるよう整備し、要請に応じて貸出しを行っている（5-1-③資料 A【p.24】参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

学外から寄贈された高等教育関係の報告書等をセンター室で閲覧できるよう配架することにより、随時利用できるよう整備され、センターの調査研究、資料作成等に有効に活用されている。

## 6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

6-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

#### 【観点到係る状況】

平成 21 年度は、大学教育委員会と連携して学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、引き続き大学機関別認証評価の基準及び観点到準拠した教育活動等調査報告書を作成し、大学機関別認証評価等における根拠となる資料・データ等として供した（別添資料 6-1-①-1 参照）。また、本学の教育活動の実態を把握するためのデータや資料を収集する一環として、在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を実施し、調査の結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した（別添資料 4-1-②及び別添資料 6-1-①-2 参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

在校生や卒業予定者を対象とした各種アンケート調査を継続して実施し、教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、収集したデータや資料を教育活動等調査報告書にまとめ、蓄積している。引き続き、調査活動に精力的に取り組み、データや資料の収集・蓄積に貢献したもとして評価できる。

6-1-② 大学の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取が行われており、教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

**【観点に係る状況】**

平成21年度は平成20年度に引き続き、教育の質の向上・改善状況を調べるため、大学教育委員会と教育支援部門が連携して学生(学部3年生、大学院修士課程(博士前期課程)、博士課程(博士後期課程)の2年生)を対象にアンケート調査を実施した。これらの調査結果については報告書にまとめ、いずれも大学教育委員会に提出している(別添資料4-1-②及び別添資料6-1-②-2参照)。

**【分析結果とその根拠理由】**

さまざまな形で教職員や学生の意見を継続的に聴取し、大学教育委員会への報告がなされるとともに、教育活動状況の自己点検・評価を中心として教育の質の向上・改善に活用されている。

6-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成 21 年度の自己点検・評価報告書について、学外者による検証を受け、「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」（資料 A 参照）において高く評価された、客員研究員（旧特任教授）等との協力体制、大学教育委員会、教養教育運営機構との連携体制を引き続き維持している（別添資料 6-1-③-1 参照）。

資料 A

<b>国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書</b>
<b>部局の名称</b> 高等教育開発センター <b>部局等評価の実施時期</b> 平成 21 年 12 月 11 日
<b>1. 評価手法</b> 当該部局から提出された評価手法に関する資料に基づき報告書の評価手法について検証した結果、評価手法に沿って一連の作業が進められたと判断されたので、特に指摘する点はない。 評価手法は項目毎に適切であり、綿密に行われた。
<b>2. 評価基準</b> 当該部局から提出された評価基準に関する資料に基づき部局等評価の評価基準について検証した結果、評価基準は適切であった。
<b>3. 評価の妥当性</b> 当該部局から提出された事故点検・評価報告書に基づき部局等評価の妥当性について検証した結果、評価は評価基準に照らして妥当である。  いくつかの疑問点については、面談評価の時間をもうけて説明を受け、確認することで、解消できた。特に、高等教育開発センターが企画・立案した事項については詳細に説明を受け、努力の成果を確認することができた。 高等教育開発センターは少数の専任スタッフでありながら、併任教授、特任教授と協力して、教養教育運営機構との連携の下、大学教育委員会に設置された教育、FD、企画評価、ICT の各専門委員会連絡会議等に参画するなど大学全体の教養教育体制と一体の体制で協力していくという効率的な活動体制を取るなど、教育実施体としても効率的であると評価したい。
国立大学法人佐賀大学 大学評価の実施に関する規則第 3 条第 2 項に定める検証を行い、上記のような結果が得られた。
平成 21 年 12 月 11 日 検証者 小島 孝之 

(出典 国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書)

### 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書に対する学外検証者の意見に基づき、引き続き客員研究員等からの協力を得るとともに、大学教育委員会や教養教育運営機構と連携していることから、学外者の意見が教育の質の向上、改善に活かされている。

6-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

大学教育委員会、大学コンソーシアム佐賀、総合情報基盤センターからの協賛を得るなどして、佐賀大学FD・SDフォーラム（以下、「フォーラム」という。）を企画し、平成21年度は平成20年度に引き続き、教員から成果があったとする報告が多くみられたICTを活用したLMS（学習管理システム）に加え（別添資料6-2-①参照）、ポートフォリオ、大学教育の質保証等をテーマとして計4回開催した（資料A及び資料B参照）。フォーラムへの参加者数については、平成20年度にくらべ減少しているが、総参加者数をみると平成20年度と同水準にある（資料C参照）。

また、大学教育委員会との共催により、国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程第2条第1項第1号及び第2条第1項第2号の表彰者による座談会を開催した（資料D参照）。

資料A

**平成21年度 第2回(第16回)**  
**佐賀大学FD・SDフォーラム**

日時：2009年7月6日(月) 15:30～16:30(講演) 16:30～17:30(ミニワーク)  
場所：佐賀大学 学生会館2階多目的ホール

【演題】  
**「ティーチング・ポートフォリオとは何か」**

講師：栗田 佳代子 氏  
(大学評価・学位授与機構 准教授)

ティーチング・ポートフォリオ(教育業績記録)とは、「自らの教育活動について振り返り、自らの言葉で記し、多様なエビデンスによってこれらの記述を裏付けた、教育業績についての厳選された記録」です。高等教育における「ティーチング・ポートフォリオ」という概念は、1980年代にカナダで初めて用いられ、1990年代以降にアメリカを中心に広まりました。現在では2000以上の大学で、教育改善の手段として、また、昇格や終身在職権(テニユア)審査における教育活動の優秀性を示すための根拠資料として定着し、利用されています。

日本においても、昨年末に出された中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」において言及されている等、このティーチング・ポートフォリオが教育の改善や業績評価における有効性の高い手段の一つとして認知され始めています。

しかし、現状では、本学の教職員がティーチング・ポートフォリオに関する十分な知識を持っているとは言えません。そこで、今回のFD・SDフォーラムでは、Peter Seldin著『The Teaching Portfolio (3rdEd.)』(『大学教育を変える教育業績記録』)の翻訳者である大学評価・学位授与機構の栗田佳代子先生をお迎えして、ティーチング・ポートフォリオについて、その特徴や構造など具体的にお話して頂く予定です。また、講演に続き、その可能性について体験頂くために、「ミニワーク」と称するティーチング・ポートフォリオの簡易版実施を予定しています。

主催：佐賀大学高等教育開発センター  
協賛：佐賀大学大学教育委員会  
佐賀大学総合情報基盤センター  
大学コンソーシアム佐賀

【交通案内】  
佐賀駅バスセンターからバスで約20分  
「4番のりば」から市営バス11番 相応行 又は12番 東与真行で「佐大前」下車  
「4番のりば」から市営バス、43佐大前行で「佐大前」下車  
佐賀駅からタクシーで約15分

\*本学および大学コンソーシアム佐賀の教職員の方は、どなたでもご参加いただけます。

資料B

平成21年度 第4回(第18回) 佐賀大学FD・SDフォーラム



佐賀大学  
Saga University

## 大学教育の質を 組織レベルで保証するには？

～愛媛大学におけるDP、CP、APの開発の経験から～

「大学教育の質を担保する」、外部評価などでよく聞く言葉です。具体的にははたして、どのようなことを意味しているのでしょうか？また大学の教職員として、何をもちてそれを示せばよいのでしょうか？そのための方法論の一つに、一般に「3つの方針」あるいは「3つのポリシー」と呼ばれているものがあります。

2008年3月に出された『学士課程教育の構築に向けて(中教審における審議のまとめ)』では、国際通用性を備えた学士課程教育の構築のために「明確な『三つの方針』に貫かれた教学経営」を求めています。つまり、大学の個性・特色は「各機関の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学受け入れの方針(ディプロマ・ポリシー:DP、カリキュラム・ポリシー:CP、アドミッション・ポリシー:APに対応)に反映されるものとし、この3つの方針の理解の下に教職員が日常の実践に携わり、PDCAサイクルを確立することが重要だとしています。また、大学評価・学位授与機構「大学評価基準(機関別認証評価)」でも、同様の方針の策定と公表が求められています。今回のセミナーでは、DP・CP・APの策定と一貫性構築を進めていく業務の実際、想定される問題点、成果を上げるコツ等を、愛媛大学の経験をもとにお話し、参加者の皆さんとディスカッションしたいと考えております。

日時: 2010年3月17日(水) 16:10～

会場: 佐賀大学 教養教育運営機構1号館 1階会議室



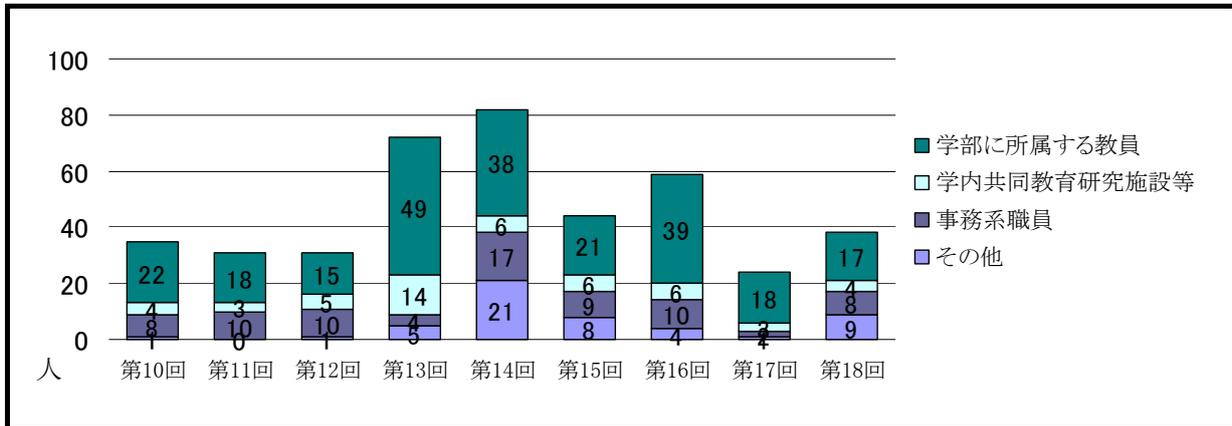
【交通案内】  
佐賀駅バスセンターからバスで約20分  
「4番のりば」から市営バス11番 相応行 又は12番 東与賀行で「佐大前」下車  
「4番のりば」から市営バス、63佐大前行で「佐大前」下車  
佐賀駅からタクシーで約15分

**\*本学および大学コンソーシアム佐賀の教職員の方はどなたでもご参加いただけます。**

**講師: 小林直人氏**  
愛媛大学 教育・学生支援機構 教育企画室長(副機構長)  
愛媛大学 医学部 総合医学教育センター長・教授、  
医学部統括教育コーディネーター

主催: 佐賀大学高等教育開発センター  
協賛: 佐賀大学大学教育委員会、佐賀大学総合情報基盤センター、大学コンソーシアム佐賀

資料C



教育功績等表彰者の座談会記録

国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程及び国立大学法人佐賀大学教育功績表彰者推薦基準が制定され、これらに基づき、規程第2条第1項第1号による表彰者1名、規程第2条第1項第2号による表彰者5名が選出された。平成21年7月31日には、学長から学長賞として表彰状の授与式があった。その後、大学教育委員会と高等教育開発センターの共催により、表彰者の座談会が9月1日に開催されている。以下に、座談会の記録を記す。

氏名	理由	基準	推薦部局
<b>1号表彰</b>			
濱内 繁義	キャリア教育の創設に対する貢献	推薦基準 第2条第3号	経済学部
<b>2号表彰</b>			
西見 隆信	平成20年度に医学部で実施した卒業アンケートにおいて、ベストティーチャーに選出され、医学教育分野において、熱意が伝わったと学生から高い評価を得た。	推薦基準 第3条第1号	医学部
船久保 公一	早い段階から e-learning による学修支援を実施し、その教育効果を実証した。また、LMS による e-learning の効果を学内のフォーラムで報告し、参加者等に広く紹介した。	推薦基準 第3条第6号	理工学部
谷本 静史	学生参加型授業を積極的に展開した。また、複数の教員が行う授業においても、教員間の綿密な打合せを行うことを主唱し、教育目的に合致する内容となる講義を実施した。	推薦基準 第3条第1号	農学部
金 銀矩	平成20年度の卒業・修了予定者対象のアンケートにおいて、「授業内容がよかった」、「授業方法が見かった」、「熱意が伝わった」等、学生からの高い評価を得た。	推薦基準 第3条第1号	教養教育 運営機構
浅岡 高子	姉宮王子学院の大学入学前の子供達とこの日本経済課程において、留学生を支援し、大学入学の入学準備に貢献した。また、米国最大の学生交換プログラムであるエクスチェンジ・プログラムを通じて、留学経験者への日本人学生の派遣及びアメリカ大学のライニングプログラムの推進に尽力した。	推薦基準 第3条第6号	留学生 センター



表彰状の授与式にて

(出典 佐賀大学高等教育開発センター 『大学教育年報』第6号, 87頁)

大学教育委員会との共催により佐賀大学 FD・SD フォーラムを開催することにより、「ICT の効果と問題点を知ることができた」など、ICT 環境の改善のための課題発見や、「ティーチング・ポートフォリオに関する理解を深めることができた」のように教育業績記録の作成に関する関心の深化をもたらしている。教育の質の向上、授業の改善に資する情報を提供した (資料 E 参照)。また、合宿形式の研修会を平成21年9月と平成22年3月に開催し、参加者が自らの教授活動を振り返り、教育の質の向上や授業の改善に資するための資料としてティーチングポートフォリオを作成した。作成したティーチングポートフォリオはホームページ上に掲載し、学内外から閲覧できるようにしている (資料 F 参照)。

## 資料 E

佐賀大学 FD・SD フォーラムの概要	成果
ティーチング・ポートフォリオに関する講演	ティーチング・ポートフォリオに関する理解を深めることができた。
ティーチングポートフォリオ (TP) に関する講演があった。	TP の利点とともに難しさが理解できた。
金沢大学で行われている、学修支援、学生支援、教育支援を行うためのポータルサイトに関する取り組みが紹介された。	金沢大学のポータルサイトは、学内各部局との連携の上に、学習管理システム、図書館システム等学内各種システムを接続する形で構築されていることや、その運用、利用実態について把握することができた。
愛媛大学における DP・CP・AP の作成事例を知ることができた。	愛媛大学では教育コーディネーターがポリシー策定に重要な役割を果たしていることが分かった。
インストラクショナルデザインの立場から教育における ICT の効果について説明があった。	ICT の効果と問題点(要求がぶつかることがある)を知ることができた。
<p>演題「金沢大学におけるポータル利用による教育改善の取り組み」</p> <p>講師 金沢大学 FD・ICT 教育推進室 大学教育開発・支援センター教授 堀井祐介先生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度から携帯型 PC 必携化開始した</li> <li>・共通教育全科目でポータルサイトを用意→「アキャンサポータル」と命名</li> <li>・通年で 4000～5000 科目を登録</li> <li>・教材作成は、学生のアルバイト→時給 950 円</li> <li>・学生数 1 万数千人</li> <li>・まず、学内のシステムを繋ぐ</li> <li>・特任助教が先生を訪れ、宣伝するらしい</li> </ul>	佐賀大学と同じ業者の LiveCampus の割には、ポータルサイトとして、機能が充実していることに驚いた。教材作成も TA 並の賃金を得た学生バイトの支援を受けているため、バイト生本人の勉強にも役立っていると感じた。

(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ E6 より作成)



**佐賀大学**  
**高等教育開発センター**  
Center for Research and Development of Higher Education

メニュー

- ▶ English
- ▶ 理念・目標
- ▶ 組織体制
- ▶ センター規則集
- ▶ センター刊行物
- ▶ スタッフ
- ▶ 運営委員会
- ▶ 活動記録
- ▶ FD・SD
- ▶ ポートフォリオ
- ▶ 資料・設備等
- ▶ トップページ

### ポートフォリオ

ポートフォリオ(portfolio)とは、個人の活動記録などをファイルした折衝、書類入れのことです。教育の分野では、初等・中等教育、高等教育において、ティーチング・ポートフォリオ、ラーニング・ポートフォリオとして用いられています。

### ティーチング・ポートフォリオ

ティーチング・ポートフォリオとは、教員個人の教育活動について最も重要な成果を選び、教育業績に関する記録集としてまとめたものです。

ただし、教育業績に関する文書や資料の網羅的な寄せ集めではなく、自らの教育活動が有効であることを根拠にもとづいて提示するものとされています。

佐賀大学では、さまざまな学問領域の専任教員がティーチング・ポートフォリオの作成に取組んでいます。ここでは添付資料、根拠資料のリスト等を省いていますが、以下から作成例をご覧ください。

<敬称略>

#### 人文・社会

- ・ 石川亮太(経済学部:日本経済史Ⅰ・Ⅱ、国際経済社会論など)
- ・ 大坪 稔(経済学部:経営学、財務管理論など)
- ・ 角 和博(文化教育学部:教科教育情報論、技術教育学など)
- ・ 辻 一成(農学部:地域社会開発学概説、経営資源管理学など)
- ・ 村山詩帆(高等教育開発センター:教育社会学、進路指導特別演習など)
- ・ 山下宗利(文化教育学部:日本の地理と風土、都市システム論など)
- ・ 山本長次(経済学部:経営管理論、経営史、現代企業経営など)

#### 理学・工学

- ・ 石丸幹二(農学部:植物生理学、植物分子遺伝学など)
- ・ 木上洋一(理工学部:ベクトル解析学、流体機械など)
- ・ 高崎光浩(医学部:医療情報システム論、地域医療科学特論など)
- ・ 滝澤 啓(理工学部:基礎物理学、応用物理化学など)
- ・ 皆本晃弥(理工学部:基礎解析学Ⅰ、工業数学Ⅰなど)

\*リレーインタビューのページは[こちら](#)に移動しました。

#### 教職員、学生、市民のみなさまへ

ご意見・ご感想をお寄せください。[muravas@cc.saga-u.ac.jp](mailto:muravas@cc.saga-u.ac.jp)

(出典 高等教育開発センター・ホームページ <http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/portfolio.html>)

## 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価アンケートを実施して教職員の意見を聴取するとともに、佐賀大学FD・SDフォーラム4回、教育功績等表彰規程による表彰者の座談会を開催している。フォーラムへの参加者数については、1回当たりの数が減少しているものの、この原因は平成20年度よりフォーラムの開催回数が増えている点にあると思料される。こうしたことから、ファカルティ・ディベロップメントの取組を、概ね適切な方法で継続している。

また、ファカルティ・ディベロップメントの取組には、内容を定着させるための活動を展開していくことが求められるが、高等教育政策の動向に即したフォーラムへの参加者はあまり多くない。しかしながら、フォーラムから教育や授業を改善するための情報を得たとする教員の報告が散見していることから判断して、ファカルティ・ディベロップメントが徐々に教育の質の向上や授業の改善に向けた取組に結びついてきている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

全学的な自己点検評価に活用するための各種調査を実施し、教育活動の実態を示すデータや資料を収集・蓄積している。また、平成16年度から始まった佐賀大学FD・SDフォーラムを4回（通算18回）開催するとともに、その内容が教育の質の向上、授業の改善に活かされている。

### 【改善を要する点】

佐賀大学FD・SDフォーラムで扱ったテーマのうち、中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて（答申）」に即した演題であるにもかかわらず、参加者数が多くない回がある。テーマの重要性に応じてフォーラムで扱うものと別途周知するほうが効果的なものを区別する必要がある。

## (3) 基準9の自己評価の概要

平成21年度は、大学教育委員会と連携して在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を引き続き実施し、学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成など、全学的な自己点検評価のための活動に取組んだ。また、学外者による検証結果をふまえ、FD・SDフォーラムを通じた他大学におけるeラーニングの活用状況やティーチングポートフォリオの紹介を行った。

また、ティーチングポートフォリオの作成方法、研修の方法等に関する調査研究を開始し、ティーチングポートフォリオ作成のための研修会を2回開催し、作成例の蓄積と公開を進めている。

## 7. 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

#### 【観点に係る状況】

センターは学内共同教育研究施設として設置され、センター長（1名）と副センター長（1名）の下に、各部門の部門長（5名）及び部門教員を配置し、専任=9名、併任=12名、特任教員=3名、協力教員=3名となっている。その管理運営に係る活動については、学務部教務課に高等教育開発センター主担当の事務職員1名と事務補佐員1名を配置して支援する体制をとっている（別添資料7-1-①-1参照）。また、佐賀大学高等教育開発センター規則の第9条第2項（<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html>参照）に、センターに運営委員会を設置し、管理運営に係る事項を審議することを定めている。

さらに、センター発足当初に設置されていた教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門を強化し、平成21年度現在、修学支援部門、教育支援発部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の5部門体制により、センターの業務に連携・協力しながら従事している。平成22年度からは、新たにポートフォリオ開発部門を設置している（2-1-①資料A【p.7】参照）。大学教育委員会の教務専門委員会、FD専門委員会、企画評価専門委員会には、平成20年度に引き続き各部門長が委員として出席し（2-1-①資料C【p.9】参照）、教養教育運営機構には修学支援部門の併任教員が協議会の構成員として出席している（2-1-①資料B【p.8】参照）。

なお、大学教育委員会との連携による各種調査については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「国立大学法人佐賀大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人佐賀大学個人情報管理規程」に基づき実施している（別添資料7-1-①-2及び7-1-①-3参照）。

#### 【分析結果とその根拠理由】

センターの管理運営体制は、専任教員が少なく、併任教員が多いなど、教員の業務負担の問題が解消されないままになっているが、平成20年度に引き続き、大学教育委員会との連携の強化を目指して整備され、必要な事務系職員を配置している。このことから、センターの管理運営組織は、規模と機能において適切な状態を保っている。

7-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

センター長は、佐賀大学高等教育開発センター規則の第 5 条に定めるように、学長の指名により選考される (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照)。平成 19 年度からは、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長から教育研究評議会の評議員を選出することとなり、高等教育開発センターの長が引き続きこれに選出された (資料 A 及び資料 B 参照)。また、センター長が大学教育委員会の副委員長に就任し、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門の構成員が大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD 専門委員会に委員長または委員として参加することにより、教育・学生担当理事を委員長とする大学教育委員会との連携強化を図っている。

なお、センターの業務については、教員会議 (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/record.html>参照)、センターの管理運営の基本方針に関する事項、センターの人事に関する事項、その他センターの管理運営に関する重要事項は、センター運営委員会において審議している (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照)。

資料 A

(組織)	
第 2 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。	
(1) 学長	
(2) 学長が指名する理事	
(3) 学部長 (理工学部長を除く。)	
(4) 工学系研究科長	
(5) 附属図書館長	
(6) 教養教育運営機構長	
(7) 医学部附属病院長	
(8) 共同利用・共同研究拠点及び学内共同教育研究施設の長のうち互選により選出された者	1 人
(9) 各学部 (理工学部を除く。 ) 及び工学系研究科から推薦された教授	各 1 人

(出典 佐賀大学教育研究評議会規則より抜粋)

資料 B

教育研究評議会	Educational Research Council	
学 長	長谷川 照	President Akira Hasegawa
理事(教育・学生担当)・副学長	田代 洋 丞	Director of Education & Student Affairs /Vice-President Yosuke Tashiro
理事(研究・国際貢献担当)・副学長	西河 貞 捷	Director of Research & International Contribution /Vice-President Sadakatsu Nishikawa
理事(社会貢献・医療担当)・副学長	向 井 常 博	Director of Social Contribution & Medicine /Vice-President Tsunehiro Mukai
文化教育学部長	上 野 景 三	Dean, Faculty of Culture and Education Keizo Ueno
経済学部長	富 田 義 典	Dean, Faculty of Economics Yoshinori Tomita
医学部長	木 本 雅 夫	Dean, Faculty of Medicine Masao Kimoto
理工学部長	中 島 晃	Dean, Faculty of Science and Engineering Akira Nakajima
農学部長	野 瀬 昭 博	Dean, Faculty of Agriculture Akihiro Nose
附属図書館長	相 澤 照 明	University Library Teruaki Aizawa
教養教育運営機構長	遠 藤 隆	Organization for General Education Takashi Endo
医学部附属病院長	宮 崎 耕 治	Director of University Hospital kouji miyazaki
高等教育開発センター長	大 石 祐 司	Director of Center for Research and Development of Higher Education Yushi Oishi
文化教育学部教授	福 本 敏 雄	Faculty of Culture and Education Toshio Fukumoto
経済学部教授	平 地 一 郎	Faculty of Economics Ichiro Hirachi
医学部教授	後 藤 昌 昭	Faculty of Medicine Gotoh masaaki
理工学部教授	渡 邊 訓 甫	Faculty of Science and Engineering Kunitoshi Watanabe
農学部教授	藤 田 修 二	Faculty of Agriculture Shuji Fujita

(出典 平成 21 年度役員名簿より抜粋)

### 【分析結果とその根拠理由】

センターの意思決定に学長および教育・学生担当理事の意向を反映しやすい体制になっていることから、大学の目的を達成するための効果的な意思決定が可能な組織体制になっていると評価できる。

7-1-③ 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

#### 【観点に係る状況】

センターは学生定員がないため、管理運営に学生のニーズを反映させる取組は行っていないが、学外者検証から得られた「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」に基づき、管理運営に反映させるよう努めている(6-1-③【p.29】参照)。また、教職員のニーズについては「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」にある「今後、センターにどのような役割を期待しますか」という質問に対する回答を得て(別添資料7-1-③-1【p.83】参照)、ポートフォリオを活用した教育環境の整備(4-2-①【p.18】参照)、教育システム開発部門への特任教員(准教授1名、助教1名)の配置(3-1-⑤【p.11】参照)など、センターの業務内容運営に反映させている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

センターの活動に対する学生のニーズは把握していないが、教職員や学外関係者のニーズについては、各種アンケートや学外者検証をふまえて聴取し、センターの構成や活動の強化を図っていることから、主な関係者のニーズについては概ね把握し、センターの管理運営に反映していると判断できる。

7-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

センターでは、職員の専門性を向上させることを目的として、メーリングリストを活用して協力教員を含むセンターの構成員に研修、セミナー等の開催情報を周知している（資料A参照）。この情報に基づき、センターの教員は、平成21年度大学評価フォーラム（学術総合センター）、大学教育の分野別質保証に向けて（東京大学安田講堂）など、他機関が開催する研修、セミナー等に参加している（資料B参照）。

資料A

<p>件名： 【出張】センター関係出張のご案内 日付： 2009年12月25日 10:49:21</p> <hr/> <p>高等教育開発センター教員 様</p> <p>下記、シンポジウム等について、出張のご希望があればお知らせください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日時：平成22年1月23日（土）13:00～17:00</p> <p>場所：長崎新聞文化ホール・アストピア3階</p> <p>主催：長崎大学大学教育機能開発センター</p> <p>内容：長崎大学FD・SDシンポジウム 「基調報告1」スタンフォード大学における教育支援・学習支援 「基調報告2」学生とともに進めるFD 「ハネル討論」サバイバル戦略としての組織的教育改善</p> <p><a href="http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/sympo2009/">http://www.redc.nagasaki-u.ac.jp/sympo2009/</a></p> <p>~~~~~</p> <p>備考</p> <p>1: 「旅費」について 出張の可否をセンター長が判断の上、センター経費で出張できます。</p> <p>2: 「報告書」について 出張後は、評価実績のため少し詳しい報告書の提出が必要です。</p>	<p>件名： 【出張】センター関係出張のご案内 日付： 2010年1月5日 14:00:14</p> <hr/> <p>高等教育開発センター教員 様</p> <p>下記フォーラム等について、出張のご希望があればお知らせください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日時：平成22年3月18日（木） 9:00～17:00（受付8:00～） 3月19日（金） 9:00～16:00（受付8:30～）</p> <p>場所：京都大学 吉田キャンパス・百周年時計台記念館</p> <p>主催：京都大学高等教育研究開発推進センター</p> <p>内容：第16回大学教育研究フォーラム ・個人研究発表 ・小講演 ・ラウンドテーブル企画 ・特別講演 ・シンポジウム</p> <p><a href="http://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/forum/2009/index.html">http://www.highedu.kyoto-u.ac.jp/forum/2009/index.html</a></p> <p>~~~~~</p> <p>備考</p> <p>1: 「旅費」について 出張の可否をセンター長が判断の上、センター経費で出張できます。</p> <p>2: 「報告書」について 出張後は、評価実績のため少し詳しい報告書の提出が必要です。</p>
---	--

(出典 高等教育開発センター主担当からの案内メール)

資料B

高等教育開発センター教職員 研修・セミナー等の受講状況		
出張期間	用務先	用務
7/7	横浜国立大学大学会館	「大学院生と教員のための英語教育」参加
7/21～7/22	明治薬科大学剛堂会館	「授業・学習活動の進化とポートフォリオⅡ」セミナー参加
8/3～8/4	学術総合センター	平成 21 年度大学評価フォーラム及びワークショップ参加
9/8～9/11	愛媛大学城北キャンパス	SPOD フォーラム参加
11/14～11/15	京都大学吉田キャンパス	京都大学高等教育研究開発推進センター第 80 回公開研究会参加
11/23	東京大学安田講堂	公開シンポジウム「大学教育の分野別質保証に向けて」参加

(出典 管理運営職員の研修受講状況一覧)

【分析結果とその根拠理由】

協力教員を含めたセンターの構成員に対し、センターの業務に関わる研修、セミナー等への参加を促すなど、教職員の資質を向上させる取組が組織的に実施されていると判断できる。

7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営の方針については、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会を設置し、管理運営の基本方針に関する審議を行うことを、佐賀大学高等教育開発センター規則に明記している (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokvoiku.pdf>参照)。センター長の選出については同規則第5条に定め、運営委員の選出については同規則第10条に定めている。副センター長の選出及び教員の選考については、佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に定めている (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html>参照)。その他、内規として佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規を定めている（資料編：規程集【p.83～】参照）。

【分析結果とその根拠理由】

センターの設置及び組織再編に伴い、管理運営に関わる諸規程等を文書として明確に示している。

7-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

#### 【観点に係る状況】

本学が策定する年度計画の進捗状況を報告すると共に、年度計画毎に担当理事から達成度の評価を受けている (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/zentaitaisei.pdf>及び<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/nendotaisei.pdf>参照)。また、個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」 (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm>) に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を制定し、専任教員の諸活動の点検・評価を実施している (資料 A 参照)。

#### 資料 A

<p>佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準 (平成 18 年 12 月 4 日制定)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 この実施基準は、国立大学法人佐賀大学における教員の個人評価に関する実施基準 (平成 18 年 7 月 21 日制定。以下「個人評価実施基準」という。) 第 3 に基づき、佐賀大学高等教育開発センター (以下「センター」という。) における教員の個人評価の実施基準に関し、必要な事項を定める。 (評価体制等)</p> <p>第 2 センターの個人評価は、センター長及び副センター長が行う。 2 センターが行う個人評価の対象は、センターに所属する教授、助教授及び講師とする。 (点検・評価項目及び評価基準等)</p> <p>第 3 点検・評価は、①教育、②研究、③国際交流・社会貢献、④組織運営及び⑤センターの業務の各領域ごとに、個人の活動実績及び改善に向けた取組について行う。 2 各領域の点検・評価項目及び評価基準は、第 4 第 2 号に定める活動実績報告書によるものとする。 3 各教員は、各教員の個性を生かす評価を行うため、自己の職種、職務、能力、関心等を勘案して各評価領域における達成目標を予め設定して申告する。 4 達成目標の設定は、別に定める「高等教育開発センターにおける個人達成目標及び活動の重み配分の指針」に基づき行う。 (評価の実施方法)</p> <p>第 4 個人評価の実施は、個人評価実施基準によるもののほか、次の各号により実施する。 (1) 各教員は、毎年 6 月末までに個人目標申告書 (別紙様式 1) を作成し、センター長に提出する。 (2) 各教員は、毎年 4 月末までに前年度の活動実績報告書・自己点検評価書 (別紙様式 2) を作成し、センター長に提出する。 (3) センター長及び副センター長は、各教員の個人目標申告書、活動実績報告書・自己点検評価書に基づいて、本学及びセンターの目標達成に向けた活動という観点から審査し、これらを基に評価を行う。審査に当たり、センター長及び副センター長は、審査の公正性を確保するため、必要に応じ、他の職員から意見を求めることができる。 (4) 領域ごとの評価及び総合評価は、記述式により行う。 (5) センター長は、教員が提出した活動実績報告書・自己点検評価書を基に評価結果を記入した個人評価結果 (別紙様式 3) を当該教員に封書で通知する。 (6) 教員は、個人評価の結果に対して異議がある場合は、通知後 3 週間以内に異議申立書 (様式任意) をセンター長に提出することができる。その場合、センター長及び副センター長において当該教員からの意見を聴取する機会を設ける。 (7) センター長及び副センター長は、異議申立書を提出した教員から意見を聴取の上、必要と認められるときは、再審査・評価を行う。再審査に際し、センター長及び副センター長は、先行する審査に際して意見を求めた職員以外に、更に必要と認められる者から意見を求めなければならない。 (8) 再審査・評価の結果は、センター長から当該教員に通知するものとする。 (9) センター長は、個人評価結果の集計と総合的分析を行い、結果を学長に報告する。 (評価結果の活用)</p> <p>第 5 評価結果の活用については、国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則 (平成 17 年 3 月 1 日制定) によるもののほか、次の各号によるものとする。 (1) 教員は、自己の活動状況を点検・評価し、自己の活動改善の資料とする。 (2) センター長及び副センター長は、教員の活動状況を取りまとめ、評価し、センターの活動改善の資料とする。 (3) センター長は、必要に応じ各教員に対し、活動の改善について適切な指導及び助言を行うことができる。 (評価結果の公表等)</p> <p>第 6 個人評価結果は、本人以外には開示しない。 2 センター長及び副センター長は、必要に応じ個人評価に関する資料を閲覧することができる。 3 センター長及び副センター長は、正当な理由なく、職務上知り得た非公開の個人情報を漏らし、てはならない。</p>
--

附 則

- 1 この実施基準は、平成18年12月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準（試行）（平成17年12月26日制定）は、廃止する。

（出典 佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準）

【分析結果とその根拠理由】

センターは、本学の大学評価体制に則って自己点検・評価を実施し、大学ホームページ上でその結果を公開・周知している。平成19年度から全学的に統一された教員報告様式により、根拠となる資料やデータを収集することになり、これを用いて自己点検・評価を実施するとともに報告書にまとめ、大学ホームページに掲載している。こうしたことから、センターの活動について、根拠となる資料やデータ等に基づく自己点検・評価が行われており、その結果が広く公開されていると評価できる。

7-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

**【観点に係る状況】**

「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」第3条第2項に基づき、評価手法、評価基準及び評価の妥当性に関して、学外関係者（平成21年度は放送大学佐賀学習センター所長へ依頼）による検証を引き続き行っている。また、学外者検証の結果に基づき、学外関係者から「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」の提出を受け、要望事項への対応を行っている（6-1-③資料A【p.29】参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

学外関係による検証を継続するとともに、学外関係者からの要望事項への対応を図っていることから判断して、センターにおける外部者による検証は良好に実施できている。

### 7-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

#### 【観点に係る状況】

センター教員が行う個々の教育研究活動状況については、情報政策委員会が定める教員報告様式を集計し、部分的にはあるが、その結果を自己点検・評価報告書に掲載している。また、自己点検・評価報告書をホームページ上で公開することにより、センターの構成員に個々の教育研究活動状況をフィードバックしている (<http://www.saga-u.ac.jp/hvoka/gakugai/H16koutou.pdf>及び<http://www.saga-u.ac.jp/hvoka/gakugai/H1617bukyoku.htm>参照)。

管理運営の改善の取組としては、6-1-③【p.29】で述べたように、学外者検証において高く評価された、客員研究員から協力を得る体制、大学教育委員会、教養教育運営機構との連携体制を継続している(別添資料6-1-③-1参照)。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成20年度の自己点検評価報告書に対して、学外者検証を通して改善事項は特に示されなかったが、各種の評価結果をフィードバックする体制が整っており、評価結果に基づく管理運営の改善のための取組が行われていると判断できる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」に基づき、佐賀大学 FD・SD フォーラムを通して ICT やポートフォリオを活用した学習支援の紹介、教育システム開発部門への特任教員の配置を行うなど、教職員の意見をセンターの管理運営に反映させている。

### 【改善を要する点】

センターは教育活動の改善にとって先導的な役割が期待される反面、併任教員が多数を占め、調整が極めて難しい局面に立たされるケースがしばしばとなっている。また、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、必要な機能を小さい規模で大きな負荷を抱えながら担っている。大学教育委員会など、センターの活動と関係がある組織との連携を円滑に維持するため、抜本的な改善が必要である。

## (3) 基準 11 の自己評価の概要

センターは学内共同教育研究施設として設置され、センター長（1名）と副センター長（1名）の下に、各部門の部門長（5名）及び部門教員を配置し、専任=9名、併任=12名、特任教員=3名、協力教員=3名となっている。その管理運営に係る活動については、学務部教務課から高等教育開発センター系の事務職員 1名と事務補佐員 1名を配置して支援する体制をとっている。また、平成 22 年度には、センター発足当初に設置されていた教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門を強化し、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、ポートフォリオ開発部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の 6 部門体制へと発展改組することが決まっている。

センター長は、佐賀大学高等教育開発センター規則の第 5 条に定めるように、学長の指名により選考される。平成 19 年度からは、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長から教育研究評議会の評議員を選出することとなり、平成 21 年度も高等教育開発センターの長が引き続きこれに選出された。また、センター長が大学教育委員会の副委員長に就任し、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門の構成員が大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD 専門委員会に委員長または委員として参加することにより、教育・学生担当理事を委員長とする大学教育委員会との連携強化を図っている。

なお、センターの業務については、教員会議、センターの管理運営の基本方針に関する事項、センターの人事に関する事項、その他センターの管理運営に関する重要事項は、センター運営委員会において審議している。

## 8. 研究活動

### 8.1. 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

8-1-①: 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

#### 【観点に係る状況】

センターは研究に特化した組織ではないため、組織的に研究の実施体制を整備しているわけではないが、学務部教務課に高等教育開発センターを担当を置き、高等教育開発センターに配置された事務職員1名及び事務補佐員1名が、専任教員の研究活動を支援している。また、研究活動の成果に関する情報については、その一部をセンターが発行する『大学教育年報』に掲載し、ホームページや冊子体によって広く周知している（資料A参照）。

#### 資料A



(出典 佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ <http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html>)

### 【分析結果とその根拠理由】

センターが研究に特化した組織でなく、小規模なセンターであることを考慮すれば、事務職員及び事務補佐員を1名ずつ配置している現状は、研究の実施・支援・推進機能が整備され、機能していると評価できる。

## 8-1-②: 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

### 【観点に係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター規則第2条に、「センターは、佐賀大学（以下、「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする」と定め（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照）、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の業務として調査研究に係る項目を設け、調査・研究に取り組んでいる（資料A参照）。

### 資料A

<b>修学支援部門</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学生の修学を支援するシステムの調査研究</li><li>2. 学生の修学改善</li><li>3. 学生の修学指導方法の開発</li><li>4. その他大学教育に関する修学支援に必要</li></ol>
<b>教育支援部門</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. FD及びその成果を利用した教育支援</li><li>2. 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善</li><li>3. 教育評価法の開発と適用</li><li>4. その他大学教育に関する教育支援に必要な事項</li></ol>
<b>企画評価部門</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 大学教育の改善</li><li>2. 大学の教育活動の評価に必要な調査</li><li>3. その他センター長が指示する事項の企画及び調査</li></ol>
<b>英語教育開発部門</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 英語教育の教材開発に関すること</li><li>2. 英語の教育方法及び教育改善に関すること</li><li>3. その他英語教育に関する教育支援に必要な事項</li></ol>
<b>教育システム開発部門</b> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発</li><li>2. 教育資源の調査及の開発</li><li>3. その他高等教育の開発に関する事項</li></ol>

(出典 佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ <http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/mission.html>)

### 【分析結果とその根拠理由】

研究に係る目的はあまり設定していないが、センターが研究に特化した位置付けを与えられていないこと、併任教員の専門領域がセンターの業務と必ずしも対応していないこと等を考慮すれば妥当であると思料される。また、平成21年度からは、センターの業務と専門とする研究領域が近い専任の特任教員2名を教育システム開発部門に、英語ネイティブ・スピーカーの招聘教員5名を英語教育開発部門に配置している。

8-1-③: 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

**【観点に係る状況】**

個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm>) に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を作成し、専任教員の研究活動の点検・評価を実施している（7-3-①の資料 A 【p.44】 参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

センターの専任教員による研究活動の状況を個人評価によって把握し、次年度の研究活動の改善を図る仕組みが構築されていることから、研究活動の検証と問題点の改善のためのシステムが整備され、機能している。

## 8.2. 大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

8-2-①: 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

### 【観点に係る状況】

センターの専任教員は、研究出版物の発行、学会・シンポジウム等における研究成果の公表、他大学・研究機関との共同研究に従事している。平成21年度のセンターの専任教員による研究活動の実施状況を示すと、原著論文1件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文2件、政策形成に資する調査1件、一般講演（学会講演を含む）4件、学会役員等1件、他大学・研究機関との共同研究3件、受託研究1件となる。また、科学研究費補助金の申請については代表者又は分担者等として2件の申請（1件は継続）を行っている（別添資料：研究活動実績票別紙様式①～③参照）。

### 【分析結果とその根拠理由】

研究活動の内容とセンターの業務との接点が強化され、研究活動それ自体については概ね活発に行われていると判断できる。平成21年度から、教育システム開発部門にセンターの業務との関わりが深い専任の特任教員を配置し、研究活動の内容の改善を図っている。

8-2-②: 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

**【観点に係る状況】**

センターの専任教員による主な研究活動の成果の質を示す実績としては、平成21年度については共同研究の受入（3件）や受託研究1件、科学研究費補助金の採択（2件）などがあった（別添資料：研究活動実績票別紙様式②参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

共同研究や受託研究の受入、科学研究費補助金の実績があることから、センターの専任教員による研究活動の成果には一定の質が確保されていると判断できる。

8-2-③: 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

**【観点に係る状況】**

センターの専任教員は、研究活動やその成果が政府機関等から評価を受け、政策形成に活用されるなど、研究成果を社会に還元している（別添資料：研究活動実績票別紙様式②及び研究活動実績票別紙様式③参照）。

**【分析結果とその根拠理由】**

研究活動の成果が政府機関等から評価され、事業の継続に繋がっていることから、センターの専任教員による研究活動の成果が社会・経済・文化の領域において活用され、その発展に資するものになっていると判断できる。

## (2) 目的の達成状況の判断

センターが研究に特化した組織ではないにもかかわらず、センターの専任教員は一定の研究活動の成果をあげている。こうしたことから、センターの専任教員による研究活動の状況を総合的に評価して、「目的の達成状況が良好である」の段階にあると判断できる。

## (3) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

学務部教務課に高等教育開発センター係を設置し、事務職員 1 名及び事務補佐員 1 名をセンターに配置している現状は、センターが小規模な組織であることを考慮すれば、研究活動を支援・推進する体制を十分に整えている。こうした支援体制の成果として、センターの専任教員は、原著論文、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文の執筆、一般講演（学会講演を含む）、他大学・研究機関との共同研究など、一定の質が確保された研究活動に取り組んでいる。

また、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」により、専任教員の研究活動を点検・評価している点は、センターの研究活動の状況を把握し、問題点を改善する機会が設けられているものとして評価できる。

### 【改善を要する点】

研究活動への取組は必ずしも活発ではないが、平成 21 年度から教育開発部門にセンターの業務、プロジェクトとの接点大きい研究活動に従事している専任教員を配置するなど、改善が図られている。

## (4) 選択的評価事項Aの自己評価の概要

センターは研究に特化した組織ではないが、佐賀大学高等教育開発センター規則に、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の業務として、調査・研究に関する事項を定め、センターの目的に対応した研究活動の活性化を促している。平成 20 年度までは専任教員が 2 名にすぎない小規模センターではあったが、平成 21 年度は 2 名の特任教員（准教授 1 名、助教 1 名）、5 名の招聘教員（准教授 3 名、講師 2 名）を配置している。

また、学務部教務課に高等教育開発センター主担当を配置し、事務職員 1 名及び事務補佐員 1 名がセンターの専任教員の研究活動を支援するなど、十分な支援機能を果たしている。なお、研究活動の実績については、本学が制定する「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に準拠して、点検・評価を実施している。

こうした体制下で、センターの専任教員の研究実施状況は、原著論文 1 件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文 1 件、政策形成に資する調査 1 件、一般講演（学会講演を含む）4 件、学会役員等 1 件、他大学・研究機関との共同研究 3 件、受託研究 1 件となっている。科学研究費補助金の申請については、代表者又は分担者等として 2 件の申請を行っている。

一方、センターの業務と研究活動の内容が必ずしも整合していなかったが、教育開発部門にセンターの業務との接点の大きい専任教員を選考するなど、センターの業務に見合った研究活動の活性化に向けた改善に取り組んでいる。

## 9. 国際交流及び社会連携・貢献

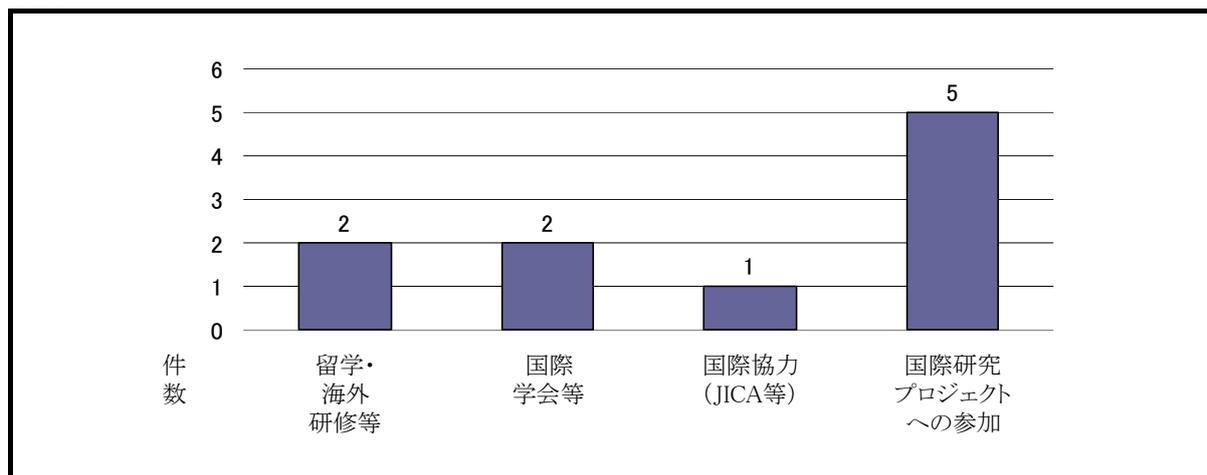
9-1-①: 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

### a) 国際交流に関する状況

#### 【観点に係る状況】

センターとしての組織的な活動は行っていないが、センターの専任教員は研究や社会的活動を通して国際交流に取り組んでいる。平成 21 年度のセンターの専任教員による国際交流に関する状況は、留学・海外研修等 2 件、国際学会等 2 件、国際協力（JICA 等）1 件、国際研究プロジェクトへの参加 5 件である（資料 A 参照）。

資料 A



(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ)

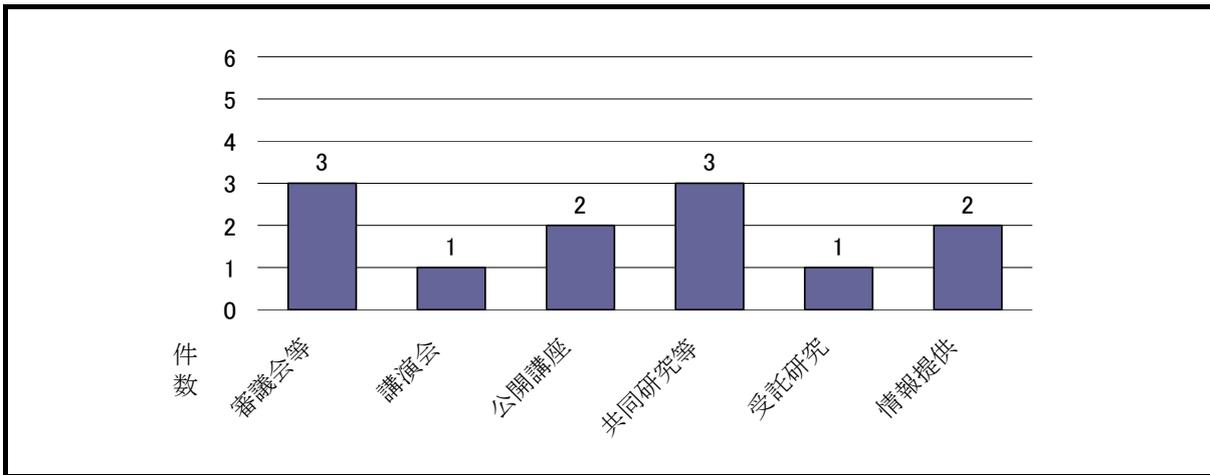
### b) 社会連携・貢献に関する状況

#### 【観点に係る状況】

センターの専任教員は、社会連携・貢献に関する活動も行っている。平成 21 年度の状況を示すと、審議会等 3 件、講演会 1 件、公開講座 2 件、共同研究等 3 件、受託研究 1 件、情報提供 2 件となる（資料 B 参照）。

組織的には、平成 19 年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を教養教育運営機構において実施するため、高等教育開発センターの教育システム開発部門が、正規課程の学生を含めた市民開放型の「特別の課程」として「デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」の創設に係る企画・提案を行った（資料 C 参照）。本プログラムは、デジタルコンテンツのクリエイターを育成するプログラムを実施し、修了生に「佐賀大学 デジタルコンテンツ・クリエイター」の履修証明書を発行している。平成 21 年度は教育システム開発部門が特別の課程実施委員会と連携して教育プログラムを実施し、第 2 期生 (25 名) に履修証明書を交付した（資料 D 及び資料 E 参照）。

資料 B



(出典 平成 21 年度評価基礎情報データ)

資料 C

佐賀大学  
デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム

ホーム home | コース案内 course | スケジュール schedule | 申し込み application | ログイン login

> ホーム > コース案内

**コース案内**

※ プログラムの内容・スケジュールは変更になる場合があります。

各コースのプログラム内容

科目名	内容	授業形式	時間
画像編集	PhotoshopやIllustratorを利用した画像の加工や編集について	対面講義・eラーニング・演習	26
映像編集	シナリオ制作 After EffectsやPremiereを利用した映像の加工や編集について	対面講義・eラーニング・演習	28.5
Webデザイン	DreamweaverやFlashを利用したWebサイトの作成について	対面講義・eラーニング・演習	29
修了研究	各自がテーマを選択し、テーマに沿った作品の制作・発表を行う	対面講義・eラーニング 現地実習・プレゼンテーション	36.5

**授業形式**

- 講義：対面講義及びeラーニング(Web教材化した講義を用いたブレンド・ラーニング)
  - 対面講義：指定された日時に指定された教室で講義を受講するもの  
(対面講義の場所：佐賀大学 先端研究・教育施設 研究室14) [地図](#) [PDF:32KB](#)
  - eラーニング：インターネット上の学習管理システムにログインし、指定された期間内にWeb教材を視聴するもの
- 演習：教員及び技術スタッフのサポートによる教室での演習
- 現地実習：選択した研究テーマに沿った現地でのフィールドワーク

※ eラーニングを受講するためには以下の環境が必要です。

- 「Internet Explorer 7.0以上」が利用できる『パソコン』
- 「ADSL」「CATV」「光ファイバー」などの『高速なインターネット回線』
- 「ID」や「パスワード」を受け取るための『メールアドレス』(携帯電話専用のアドレスは除く)

(出典 佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム <http://net.pd.saga-u.ac.jp/manabi/course/course.html>)

資料D デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラムの実施状況

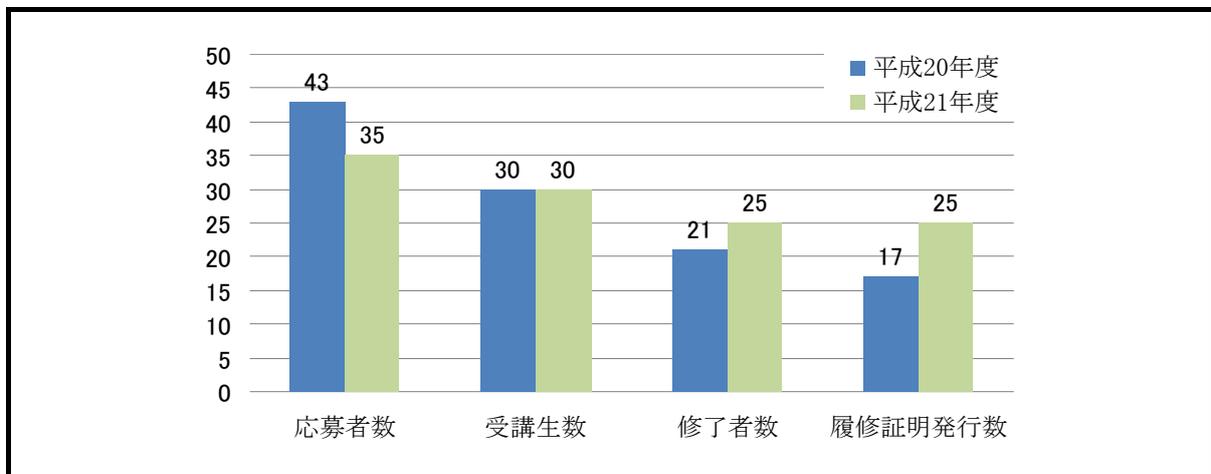
コース名	期 間	講座内容
デジタルデザイン	平成 21 年 5 月 ～ 平成 21 年 9 月	ベクトルグラフィックス (Illustrator 等) ラスターグラフィックス (Photoshop 等) 映像編集 (Premiere Pro 等) モーショングラフィックス (After Effects 等) シナリオ・ビデオ撮影・作品作成 3DCG・アニメーション (Shade 等)
Web デザイン	平成 21 年 9 月 ～ 平成 21 年 10 月	Web デザイン (Dreamweaver 等) Flash 等 デジタルコンテンツの市場と戦略

コース名	期 間	講座内容
応用研究	平成 21 年 11 月 ～ 平成 22 年 2 月	作品制作 (下記のテーマより受講生選択) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大塚清吾のホームページ作成</li> <li>• 大塚清吾写真のデータベース</li> <li>• 大塚清吾プロモーションビデオの制作</li> <li>• 体験型 3DCG 制作</li> <li>• 原榮三郎回顧展 Web サイト構築・作品データベース制作</li> <li>• 富士町の観光・農業情報の発信 Web サイト</li> <li>• 佐賀大学地域学歴史文化センターデータベース検索 web サイト構築</li> <li>• 佐賀県診療録地域連携システム PR</li> <li>• 粒子線がん治療施設「九州先端医療がんセンター (仮称)」PR</li> <li>• Kodomo2.0 の活動記録ビデオ</li> <li>• 持永只仁をめぐる日中アニメ・フェスタの記録ビデオ</li> <li>• 神埼市歴史文化遺産デジタル・アーカイブスの構築</li> <li>• 厳木町、風のふるさとツーリズム</li> </ul> 公開審査会：プレゼンテーション

(出典 特別の課程実施委員会報告書・資料4)

資料E 履修証明書の交付状況



(出典 特別の課程実施委員会報告書より作成)

【分析結果とその根拠理由】

サービス享受者等の満足度は明らかではないものの、数ヶ年にわたって継続している事業が含まれ、活動への参加者を一定程度確保できている点から判断して、概ね活動の成果が上がっている。

## **(2) 優れた点及び改善を要する点**

### **【優れた点】**

文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」のように、正規課程以外の学生に対する教育サービスを体系的に実施するための組織的な活動に取り組んでいる点は、優れている。

### **【改善を要する点】**

国際交流への取組は必ずしも活発に行われていないが、平成 21 年度の後学期までに英語ネイティブ教員 5 名が英語教育開発部門に配置されたことから、今後の改善が期待される。

## **(3) 選択的評価事項 B 等の自己評価の概要**

国際交流や社会連携・貢献はセンターの主たる業務ではないものの、センターの専任教員は、平成 21 年度には留学・海外研修等 (2 件)、国際学会等 (2 件)、JICA 等の国際協力 (1 件)、国際研究プロジェクトへの参加 (5 件) などの国際交流に取り組んでいる。また、審議会等 (3 件)、講演会 (1 件)、公開講座 (2 件)、共同研究等 (3 件)、受託研究 (1 件)、情報提供 (2 件) といった、社会連携・貢献に関する活動に従事している。さらに、正規課程の学生以外の学生サービスとして、平成 19 年度文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」に採択された「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を教養教育運営機構において実施するため、高等教育開発センターの教育システム開発部門では、正規課程の学生を含めた市民開放型の「特別の課程」として同プログラムの創設に係る企画・提案を行っている。

## 10. 部門別活動等

### 10-1 修学支援部門活動報告

#### 【観点に係る状況】

修学支援部門では、平成21年度の活動計画を、1) ゴーイング・シラバスの提示、2) ラーニング・ポートフォリオの提示、3) 初年次教育の提示、4) 学習ハンドブックの作成、5) 学習アドバイザーの検討、の5項目とした。これらは、佐賀大学中期目標の年度計画番号1に対応する。各項目を部門教員が分担し、部門での協議を経て計画を進めた。

#### 1) ゴーイング・シラバスの提示

シラバスとは本来、学生の学習を支援するための道具である。単位制度の趣旨からすれば、日々の自己学習が必要とされ、そのような学習過程でシラバスが活用されるには、学生の学習進度等に即応して書き換え可能な機能が求められる。従来のシラバスにあった授業計画を簡素化し、週毎の自己学習の指示や課題を学生が見る機会が多いサイトに移行し、教員が随時記入できる欄や週毎の時間割を含むシラバス案を理系と文系用に作成した。

#### 2) ラーニング・ポートフォリオの提示

大学教育委員会での審議資料として、概算要求書を参考にしてラーニング・ポートフォリオの実施案を作成した。それには、学生から収集した「将来の展望」、「直近学期の学習計画」、「学習の方法」、「学習達成度（省察を含む）」の具体例を編集し含めた。また、平成22年度にプロトタイプを用いてラーニング・ポートフォリオを学内で試験運用するために、その記載項目と詳細を策定した。その項目は、「入学時の状況」、「卒業後のイメージ」、「職業希望」、「学習目標・計画」、「学習方法」、「学習・生活時間」、「学習目標・計画の達成状況に対する自己評価」、「学習目標・計画と達成状況に対する教員コメント」、「学習成果」とした。

#### 3) 初年次教育の提示

初年次教育の実施を検討する経緯・必要性・内容、また、他大学で実施されている取組み事例を調査に基づきまとめた。それらを審議資料として、初年次教育調査検討委員会に提出した。

#### 4) 学習ハンドブックの作成

他大学の取組、また、書籍を参考にし、本学が初年次教育で活用できることを念頭において、「佐賀大学新入生のためのラーニング・チップス」の素案を作成した。その内容は、図書館利用等の施設案内は含めず、学習活動を中心にして、大学で学ぶことの意味、学生生活、履修方法と手続きとした。

#### 5) 学習アドバイザーの検討

本件は学習支援室で扱うこととなり、部門活動から除外された。学習支援室の提案に基づき、平成21年度第3回大学教育委員会で学習アドバイザー要項とガイドラインが制定され、平成21年度後学期から全学で試行されている。アドバイザーは、原則として3年次以上の学生から選出され、主として1年次の学生の学習上の種々の疑問・悩みに応じることとされた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

修学部門の活動は、主として大学教育委員会と連携して取組まれ、大学教育委員会の要望を汲みながら活動する体制となっている点で評価できる。

## 10-2 教育支援部門活動報告

### 【観点に係る状況】

教育支援部門では、平成21年度の活動計画を以下の7項目とした。なお、丸カッコ内の数字は、佐賀大学中期目標の年度計画番号を示している。

- ・入試と教務等のデータ解析を実施し、その結果を教育課程に活かすための提言を行う。(38)に対応。
- ・教員インタビューや教育表彰を受けた教員による公開授業・報告会などを実施し、新たな教材や学習指導法を開発するための情報を収集する。(38、62)に対応。
- ・創造的教材に求められる要件について検討する。(62)に対応。
- ・教員の教授法を収集するために、ティーチング・ポートフォリオの導入・活用方法を検討する。(38)に対応。
- ・初任者研修のあり方について検討する。(38、65)に対応。
- ・FD・SDフォーラムを開催する。(65)に対応。
- ・LMSによる教育支援を行う。(62)に対応。

#### 1) 入試データの解析

アドミッション・センターの専任教員と協力し、手始めとして過去4年間について理工学部知能情報システム学科を対象とし、入学試験とその後の追跡調査を行った。また、過去4年間について理工学部と農学部の前期入試数学試験を中心に分析した。

#### 2) 新たな教材や学習指導法を開発するための情報収集

教育表彰を受けた教員による座談会を開催後、その内容をまとめて大学教育年報に掲載した。また、2回のティーチング・ポートフォリオ・ワークショップを開催し、そこで作成されたティーチング・ポートフォリオをWebで公開できるよう準備を進めている。ティーチング・ポートフォリオには、教育方法や工夫が必ず記載されるため、今後は、教員のティーチング・ポートフォリオが教員インタビューの代わりになると判断し、教員インタビューは実施しなかった。

#### 3) 創造的教材

創造的教材を「今までにない教材」と捉えた場合、どのような教科書になるのか？という点から考え、これを具現化するために、出版社と協力し、新しい線形代数の教科書作りを行った。これは2010年度中に出版される予定である。なお、次期中期計画からは「創造的教材」という言葉がなくなったため、創造的教材に求められる要件については検討を見送った。

#### 4) ティーチング・ポートフォリオ

第1回のティーチング・ポートフォリオ・ワークショップ(TPWS)を福岡で、第2回のTPWSを大分で開催し、合わせて11人の教員がティーチング・ポートフォリオを作成した。この2回のTPWSにより、全学部で最低1名の教員がTPを書いたことになった。また、TPを書くためには、ある程度、TP作成に没頭できる、いわば隔離された環境が必要であることもわかった。

#### 5) 初任者研修のあり方

今後、初任者研修ではTPの説明も必要だと考えられる。そこで、今年度は「ティーチング・ポートフォリオとは何か？」というe-Learning教材の開発を行った。

#### 6) FD・SDフォーラム

2009年5月にポータル利用による教育改善、7月にティーチング・ポートフォリオ、11月にICTの効果、2010年3月にDP・CP・APの構築に関するFD・SDフォーラムを開催した。

#### 7) LMSによる教育支援

学内の協力教員と共に、化学のLMS用問題を作成し、e-Learning スタジオと協力してLMSコンテンツとしてまとめた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育支援部門は、大学教育委員会のFD専門委員会と連携し、各種調査、企画に取り組んでいることから、積極的に活動していると評価できる。

## 10-3 企画評価部門活動報告

### 【観点に係る状況】

企画評価部門では、平成21年度活動計画を次のように立てて活動した（【 】の数字は中期計画番号）。

- (1)学生対象アンケートの調査票の改訂及び調査報告書の作成【038】
- (2)卒業・修了予定者対象アンケートの調査票の改訂及び調査報告書の作成【038】
- (3)教育活動等調査報告書の編集に係る業務【038】
- (4)部局自己点検・評価等の評価に関する業務
- (5)大学教育年報第6号の編集に係る業務
- (6)ホームページの運営に係る業務
- (7)その他センター長が指示する事項の企画及び調査

1～7の活動計画にかかる実施状況は以下のとおりである。

#### 1) 学生対象アンケートの調査票の改訂及び調査報告書の作成

平成21年度に実施した学部、修士・博士前期、博士後期の在校生を対象としたアンケートのデータについて、集計作業を完了し、大学教育委員会に提出する報告書を作成した。調査票の改訂については、日本学術会議の動向などを踏まえながら、調査データや評価情報をラーニング・ポートフォリオの活用によって効率的に収集する体制について検討している。

#### 2) 国立大学法人 佐賀大学共通アンケート（学部卒業予定者対象、修士課程・博士前期課程修了予定者対象）の調査票の改訂及び調査報告書の作成

平成20年度に実施した平成20年度の共通アンケートの集計、分析結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した。また、現行の調査のあり方に関して問題点を整理し、実施方法を含めた大幅な見直しを検討している。平成21年度版については、12月から調査票の配布を行った。

#### 3) 教育活動等調査報告書の編集に係る業務

各部局における教育活動の取組状況に基づき、全学的な状況及び分析結果を作成し、大学機関別認証評価の自己評価書作成作業に供した。また、情報政策委員会が制定した教員報告様式の集計作業を行った。それらの作業は、教育活動等調査報告書（平成20年度版）の本文及び資料編としてまとめた。

#### 4) 部局自己点検・評価等の評価に関する業務

自己点検・評価アンケートの集計作業を完了し、自己点検・評価報告書を作成した。

#### 5) 大学教育年報第6号の編集に係る業務

編集委員会による審議の結果、7本の投稿原稿を掲載することとなった。投稿者には初校を送付し、著者校（1回）を経て校了した。

#### 6) ホームページの運営に係る業務

大学教育年報1～5号までをUPし、大学機関別認証評価に対応するための更新を行った。佐賀大学FD・SDフォーラムの周知用PDF

を作成し、ホームページにUPしている。ティーチング・ポートフォリオについては、FD・SDのページに別ページを設け、本体のみ掲載することを予定している。

7) その他センター長が指示する事項の企画及び調査

日本学会議の動向を把握するため、公開シンポジウム「大学教育の分野別質保証に向けて」に参加し、情報収集・資料収集を行った。

**【分析結果とその根拠理由】**

平成20年度に引き続き、各種評価業務に資する報告書等の作成に取り組んでいる。また、平成21年度からは協力教員1名を新たに配置していることから、企画評価部門の活動の充実が図られている。

## 10-4 英語教育開発部門活動報告

### 【観点に係る状況】

#### 1) 英語能力の評価システムの構築に向けて

「TOEICによる英語能力進捗度測定プロジェクト」として、英語運用能力強化を目的としたネイティブインストラクターのクラスを受講生のうち、60名をモニター学生として抽出し、2回のTOEICテストを受験させデータを取った。テストは、第一回目は6月、第2回目は2月に実施。本学学生の英語の能力の客観的測定と、その伸張度を分析し、英語教育の改善に役立てる。

#### 2) 全学統一テキスト制作の企画・開発

教養英語の授業のための「統一テキスト制作」のために特別チームを編成し、先行大学として最も進んでいる東京大学および琉球大学を視察した。様々な方面からメリット/デメリットに関して情報を得、さらに本学での教員対象のアンケートをもとに、そのサンプルを制作した。サンプルに対する意見を広く求め、改善を加えていく。

#### 3) 英語による専門授業のための強化対策

教員向けの「英語授業マニュアル」制作のための特別チームを編成し、必要な資料の洗い出しを行い、基本的なクラスルームイングリッシュや授業の進め方について、原案を作成し広く意見を求め、最終版を作成した。

#### 4) EAP(English for Academic Purposes)のためのカリキュラムの企画・開発に向けて

本年度から実施したネイティブによる各学部専門英語に関して、そのレベル・内容・授業方法等に関して、アンケート調査等に基づき、授業評価を行った。それをもとに、学部との協議により、来年度に向けて改善を加えることとした。

### 【分析結果とその根拠理由】

平成21年度に新設された部門ではあるが、TOEICによる外部試験による英語能力の客観的調査、統一テキスト作成など、英語教育に係るさまざまな取組を行っている。

## 10-5 教育システム開発部門活動報告

### 【観点に係る状況】

#### 1) はじめに

現在、教育システム開発部門は、専任教授1名、併任教授2名、併任准教授2名、助教1名、特別研究員3名で構成されている。教育システム開発部門における部門活動は、eラーニング・スタジオと連携して行っている。そこで各項目ごとにその内容を簡単に記述する。今年度から加わった「障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラム開発プログラムへの協力」について記述する。

#### 2) ネット授業の推進と開発

##### 2. 1 ICT 環境の運用と開発

eラーニングスタジオでは、eラーニングを実践するためのLMS（Learning Management System）として、オープンソースのMoodleを利用している。Moodleは頻繁にバージョンアップが行われるので、それに追従するために、利用方法の研究やモジュール等の開発を行ってきた。「ネット授業」「科目履修用」はMoodle 1.7で、「社会人学び直し」「eラーニングスクール（生涯学習）」「教員免許状更新講習」はMoodle 1.8で、「大学コンソーシアム佐賀用」はMoodle 1.9で運用してきた。平成22年度からは、学内がシングルサインオンが実施されるので、より利用しやすい環境を整えるために、Moodleのバージョンも、全て最新のバージョンに統一して運用する準備を進めている。

##### 2. 2 ネット授業教材の開発

###### (1)既存のネット授業科目の修正（再開発）

平成20年度に実施したネット授業による教員免許状更新講習では、全ての聴講生が学外者であることから、インターネット環境がかなり悪い条件でも、聴講できるようにしなければ、聴講は難しいということが明確になった。平成21年度には、ビデオ・オン・ダイヤモンドの1ファイルの動画サイズを1M以下に抑えるように工夫しながら、ネット授業科目（19科目）の全てを修正した。

###### (2)佐賀大学及び大学コンソーシアム佐賀における新しいネット授業科目の開発

「伝統工芸と匠」「芸術と表現（デジタル表現技法）」「仏教入門」

###### (3)教員免許状更新講習用のネット授業科目の開発

「教員のための環境教育（初等教育編）」「教員のための環境教育（中等・高等教育編）」

平成21年度には、2回ずつ実施（開講）した。平成22年度は、3回ずつ実施する予定。

#### 3) デジタル表現技術教育プログラムの推進

（前期）必修科目2科目、選択科目6科目を開講、必修：「デジタル表現Ⅰ」「Web表現」、選択：「情報メディアと倫理」「芸術と表現（画像へのアプローチ）」「芸術と表現（映画製作）」「デザインインテグレーション」「シナリオ入門」「身体表現入門」

（後期）必修科目2科目、選択科目6科目を開講、必修：「デジタル表現Ⅱ」「デジタルメディア・アート」、選択：「教育デジタル表現」「インストラクショナル・デザイン」「デザイン・マーケティング」「芸術と表現（デジタル表現技法）」「プロデューサー原論」「クリエイターのための著作権概論」

デジタル表現技術教育プログラムは、学生対象のプログラムで、平成21年度から実施した。社会人対象には「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」を別に実施している。なお、大学教育年報（平成21年度）で、平成20年度の実践報告を行っているので参照されたい。平成22年度からの事業計画の大幅な見直しを行った。

#### 4) eラーニングを活用したリメディアル教材の開発

### (1)リメディアル教材の Flash 教材化

佐賀大学 e ラーニングスタジオでは、これまでに開発してきた数学教材を、教養教育、専門の基礎科目で、予習・復習問題として、利用できるために、Flash 教材化を進めている。

### (2)Moodle のクイズ機能を利用した教材作成

平成 20 年度は、理工学部の教員が作成した「数学」「物理」の問題を、Moodle のクイズ機能で利用できるようにした。平成 21 年度は、「化学」の問題を利用できるようにした。

### (3)リメディアル教材の開発

「大学コンソーシアム佐賀」の Flash リメディアル教材として、中学レベルのものから作成することになり、平成 21 年度は中学レベルの「数学」「化学」「生物」を作成している。

## 5. 新しい体系的教育開発の支援

平成 21 年度は、「高齢者や障がい者への生活・就労支援概論—医工福祉連携による展開—」を大学コンソーシアム佐賀の科目として、同期型遠隔授業で配信した（写真 1）。



写真 1 同期型遠隔授業の様子（鍋島キャンパス）

## 6. 同期型遠隔授業の開発

同期型遠隔授業として、前期 3 科目（「ホスピタリティ論」「ボランティア入門」「身近な環境（知ろう・見よう・考えよう）」）、後期 2 科目（「高齢者や障がい者への生活・就労支援概論—医工福祉連携による展開—」、「生命論」）を実施した。大学コンソーシアム佐賀においては、より効果的な遠隔授業実施のため、遠隔教室にスクリーンを増設し、2 スクリーンを用いた授業を 5 つの大学（佐賀大学 3 拠点）で実施可能とした。平成 22 年度には、各遠隔授業教室にエコーキャンセラーを完備して、より授業の行いやすい環境を整備する準備を進めている。（大学教育年報（平成 21 年度）の実践報告参照）

## 7. 障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラム開発プログラムへの協力

今年度は、文部科学省特別教育研究経費「障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラム開発プログラムへの協力」の実現のために准教授 1 名、助教 1 名が平成 21 年 12 月 1 日に着任し、高等教育開発センター教育システム開発部門に配属された。

### 【分析結果とその根拠理由】

ICT を活用した創造的教材、学習指導法の開発に向けた調査・研究を進め、平成 20 年度文部科学省質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）に採択された「創造的人材育成～誰でもクリエイター～」に加え、特別教育研究経費による「障がい者の就労支援に関する高等教育カリキュラム開発プログラムへの協力」に取り組んでいることなどから判断して、教育システム開発部門は活動の充実に努めていると判断できる。

## 資料1 高等教育開発センター 規程集

佐賀大学高等教育開発センター規則(平成16年4月1日制定)

佐賀大学高等教育開発センター規則(※平成22年3月19日改正分)

佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規(平成16年4月1日制定)

佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程(平成17年3月18日制定)

佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程(平成17年3月18日制定)

佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規(平成18年7月25日制定)

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規(平成18年7月25日制定)

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規(平成18年4月11日制定)

佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項(平成19年5月10日制定)

## 佐賀大学高等教育開発センター規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第22条第2項の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐賀大学(以下「本学」という。)の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、前条に掲げる目的を達成するため、教養教育部門、企画開発部門及び教育支援・教育評価部門を置く。

2 教養教育部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育に関する調査研究及び成果の公表に関すること。
- (2) 教養教育科目の企画及び立案に関すること。
- (3) 教養教育実施システム改善案の策定に関すること。
- (4) その他教養教育の改善に必要な事項

3 企画開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育資源に関する調査研究及び利用形態の開発に関すること。
- (2) 参加型、創造型及び地域文化資源利用型等の教育システムの開発に関すること。
- (3) その他大学教育に関する企画開発に必要な事項

4 教育支援・教育評価部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育方法の調査及び分析に関すること。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (3) 国内外の教育システムの調査研究と成果の利用に関すること。
- (4) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (5) その他大学教育に関する教育支援・教育評価に必要な事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が選考する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから選考する。

- 2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、センターの教員のうちから選考する。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等の選考)

第8条 副センター長、部門長及び教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの人事に関する事項
- (3) その他センターの管理運営に関する重要事項

(組織)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの専任の教員
- (3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員 各2人

- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第3号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第5条及び第8条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第22条第2項の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

（部門及び業務）

第3条 センターに、前条に掲げる目的を達成するため、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門及びポートフォリオ開発部門を置く。

2 修学支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究に関すること。
- (2) 学生の修学改善に関すること。
- (3) 学生の修学指導方法の開発に関すること。
- (4) 教育内容の改善を図るための研究に関すること。
- (5) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

3 教育支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ファカルティ・ディベロップメント及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (2) 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善に関すること。
- (3) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (4) 教育方法の改善を図るための研究に関すること。
- (5) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

4 企画評価部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の改善に関する企画及び研究に関すること。
- (2) 大学の教育活動の評価に必要な調査に関すること。
- (3) その他センター長が指示する事項の企画及び調査に関すること。

5 英語教育開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 英語教育の教材開発に関すること。
- (2) 英語の教育方法及び教育改善に関すること。
- (3) その他英語教育に関する教育支援に必要な事項

6 教育システム開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育その他全学の教育に関わる教育システムの開発に関すること。
- (2) 教育資源の調査及び開発に関すること。
- (3) その他大学教育の開発及び研究に関する事項

7 ポートフォリオ開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ラーニング・ポートフォリオ（以下「LP」という。）の開発及びLPを活用した学習支援に関すること。
- (2) ティーチング・ポートフォリオ（以下「TP」という。）の開発及びTPを活用し

た教育支援に関すること。

- (3) 学習支援型統合システムの開発に関すること。
- (4) ポートフォリオに関する調査、研究に関する事項
- (5) その他ポートフォリオに関する事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか、センターに、併任の教員及び特任教員を置くことができる。

3 併任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから選考する。

- 2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、センターの教員のうちから選考する。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等の選考)

第8条 副センター長、部門長及び教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの人事に関する事項
- (3) その他センターの管理運営に関する重要事項

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの教員（特任教員を除く。）
- (3) 各学部（理工学部を除く。）及び教養教育運営機構から選出された教員 各2人

(4) 工学系研究科から選出された教員 2人

2 前項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号及び第4号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第5条及び第8条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則（平成18年1月20日改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に選出される第3条第4項及び第5項の部門の部門長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年12月21日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月18日改正）

この規則は、平成21年9月18日から施行する。

附 則（平成20年10月17日改正）

この規則は、平成20年10月17日から施行する。

附 則（平成22年3月19日改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の佐賀大学高等教育開発センター規則第10条第1項第3号により理工学部から選出されている教員は、この規則による改正後の佐賀大学高等教育開発センター規則（以下「新規則」という。）第10条第1項第4号により工学系研究科から選出された教員とみなし、その任期は新規則第10条第2項の規定にかかわらず、理工学部から選出された教員としての任期の末日までとする。

(趣旨)

第1条 佐賀大学高等教育開発センターにおける副センター長及び専任教員候補者の選考は、この内規の定めるところによる。

(副センター長の選考)

第2条 佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副センター長候補者を選考する。

- (1) 副センター長の任期が満了するとき。
- (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、副センター長候補者を選考する必要があるときは、センター長に適任者の推薦を依頼する。

4 運営委員会は、前項により推薦された者の中から副センター長候補者を選考する。

5 選考は、運営委員会出席者の単記無記名投票により、副センター長候補者としての適否を決定し、選考する。

(専任教員の選考)

第3条 運営委員会は、専任教員候補者を選考する必要があるときは、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 専任教員の募集は、原則として公募とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員から各1人
- 2 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

第6条 選考委員会は、佐賀大学教員選考基準（平成15年10月1日制定）に基づき、応募者について調査選考の上、暫定候補者を定め運営委員会に報告するものとする。

(運営委員会の議決)

第7条 運営委員会は、前条の報告を受けたときは、単記無記名投票により、教員候補者としての適否を決定し、選考する。

(再公募)

第8条 前条の方法により教員候補者を得られない場合、運営委員会は、改めて教員候補者を公募するものとする。

(学長への報告)

第9条 センター長は、運営委員会において決定した教員候補者について、選考経過を付して学長に報告するものとする。

(内規の改正)

第10条 この内規の改正は、運営委員会が行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、高等教育開発センターにおける教員候補者の選考に関し、必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

## 佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程

(平成17年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第33条第3項及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 副センター長の選考は、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(副センター長候補者の選定)

第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副センター長候補者を選定する。

- (1) (1) 副センター長の任期が満了するとき。
- (2) (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選定は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、副センター長候補者を選定する必要があるときは、センター長に適任者の推薦を依頼する。

4 運営委員会は、前項により推薦された者のうちから副センター長候補者を選定する。

5 選定は、副センター長候補者としての適否を運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、決定する。

(選考経過の報告)

第4条 センター長は、運営委員会において副センター長候補者を選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副センター長の選考に関し、疑義が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から施行する。

## 佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程

(平成17年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（平成16年4月1日制定）1の（4）及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における教員の採用及び昇任（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考)

第2条 教員の選考は、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(教員選考の原則)

第3条 教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。

3 教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。

(教員候補者の公募等)

第4条 センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。

(選考委員会の設置)

第5条 前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の構成員)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員 各1人

(3) センター専任の教員 若干人

(選考委員会委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(選考委員会の議事)

第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(暫定候補者の選定)

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価し、調査選考の上、暫定候補者1人を定め、運営委員会に報告する。

(教員候補者の決定)

第10条 運営委員会は、前条の報告を受けたときは、暫定候補者について単記無記名投票を行い、出席した委員の3分の2以上の賛成を得た者を教員候補者とする。

(再選考)

第11条 前条の方法により教員候補者を得られない場合、運営委員会は、改めて教員候補者を選考しなければならない。

(学長への報告)

第12条 センター長は、運営委員会において決定した教員候補者について、選考経過を付して学長に報告するものとする。

(結果等の公表)

第13条 センター長は、選考経過及びその結果を応募者のプライバシーに配慮した上で、公表するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し、疑義等が生じたときは、運営委員会が処理する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成17年3月18日から施行する。
- 2 この規程施行の際、佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規（平成16年5月21日制定）に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規は、廃止する。

#### 附 則（平成17年7月25日改正）

この規程は、平成17年7月25日から施行する。

## 佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規

(平成18年7月25日制定)

### (設置)

第1条 佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）にセンター長の円滑なセンター運営を補助する組織として、高等教育開発センター教員会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任教員
- (4) センターの併任教員
- (5) センターの協力教員
- (6) センターの客員研究員

### (議長)

第3条 会議に、議長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

### (議事)

第4条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第5条 センター長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、会議が別に定める。

## 附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

## 佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

(平成18年7月25日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力教員)

第2条 協力教員とは、センターの業務を推進するために、佐賀大学の専任教員のうちから、部門長の推薦に基づき、センター長が委嘱する教員をいう。

(任期)

第3条 協力教員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(業務の内容)

第4条 協力教員は、推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。

2 協力教員は、センターの会議等に出席することができる。ただし、運営委員会については、委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き、出席することができない。

(雑則)

第5条 この内規の実施に関し、必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

## 佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

(平成18年4月11日制定)

(趣旨)

- 1 この内規は、学術研究者（受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。）を佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(目的)

- 2 この制度は、客員研究員をセンターに受け入れることで、センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

(受入基準)

- 3 客員研究員として受け入れることのできる者は、センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

(名称の付与)

- 4 客員研究員には、佐賀大学高等教育開発センター特任教授、同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

(受入期間)

- 5 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは、第6項から第7項までの規定を準用する。

(受入れの申出)

- 6 客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は、客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて、センター長に申し出なければならない。

(受入れの承認)

- 7 受入れの承認及び付与する名称の決定は、運営委員会の議に基づき、センター長が行う。

(受入れの承認の取消し)

- 8 客員研究員が佐賀大学（以下「本学」という。）の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは、センター長は、客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

(設備、施設等の使用)

- 9 客員研究員は、センター長が認める範囲において、施設、設備等を使用することができる。

(給与等の支給)

- 10 客員研究員には、給与その他の費用を支給しない。

(学内規則等の準用)

- 11 客員研究員には、センターの教員に適用される規則等を準用する。

(雑則)

- 12 この内規の実施に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

### 附 則

この内規は、平成18年4月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

高等教育開発センター客員研究員（特任教授，特任助教授，特任研究員）受入調書

(フリガナ) 氏 名	( )	生年月日
		年 月 日 ( 歳)
		男 ・ 女
所属機関等・職名		
最終学歴等		
主な職歴		
教育研究等の題目		
教育研究等の期間		
受入れ責任者 職・氏名		
教育研究等の目的  及び  計画の概要		
備 考	連絡先（現住所等）： _____	

佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項

(平成19年5月10日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に、センターが発行する大学教育年報の編集のため、佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会（以下「編集委員会」という）を置く。

(審議事項)

第2条 編集委員会は、大学教育年報の発行に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 編集の方針
- (2) 執筆依頼
- (3) 投稿原稿の採否の判定
- (4) その他大学教育年報の発行に係る事項

(組織)

第3条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの教員のうちからセンター長が指名した者 4人以内

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 編集委員会に委員長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 編集委員会に副委員長を置き、第3条第2号に掲げる者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(発行)

第7条 大学教育年報の発行は、原則として年1回とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月10日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

# アンケート

高等教育開発センターの自己点検・評価活動の一環として、「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」を実施した。アンケートの対象、実施時期、実施方法、回収状況は、以下に示す通りである。

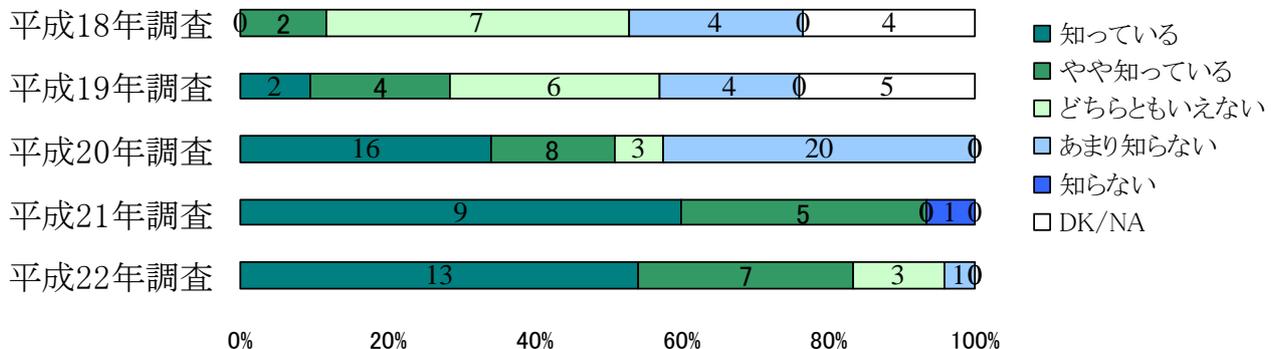
	平成22年調査	平成21年調査	平成20年調査
調査対象	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）
実施時期	平成22年9月	平成21年9月	平成20年7月
実施方法	質問紙法	質問紙法	質問紙法
回収状況	回収数=24、回収率=49%	回収数=15、回収率=37%	回収数=29、回収率=69%

	平成19年調査	平成18年調査
調査対象	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）
実施時期	平成19年5月	平成18年6月
実施方法	Web調査（質問紙を併用）	質問紙法
回収状況	回収数=22、回収率=47%	回収数=17、回収率=27%

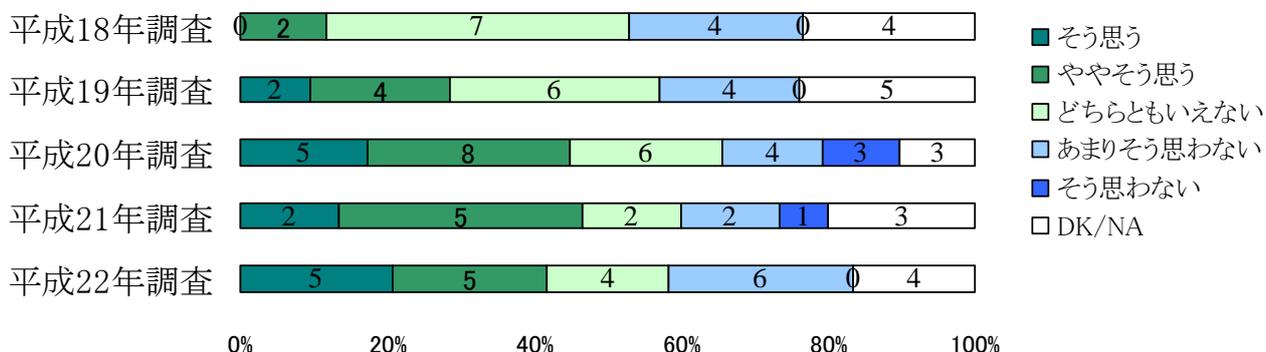
注）学外への異動者については調査対象から除外。

アンケートの質問項目に対する回答の分布は、以下の通りである。図中の「DK/NA」は「Don't Know」、「No Answer」を意味する。

## 1. センターの活動をご存知ですか。



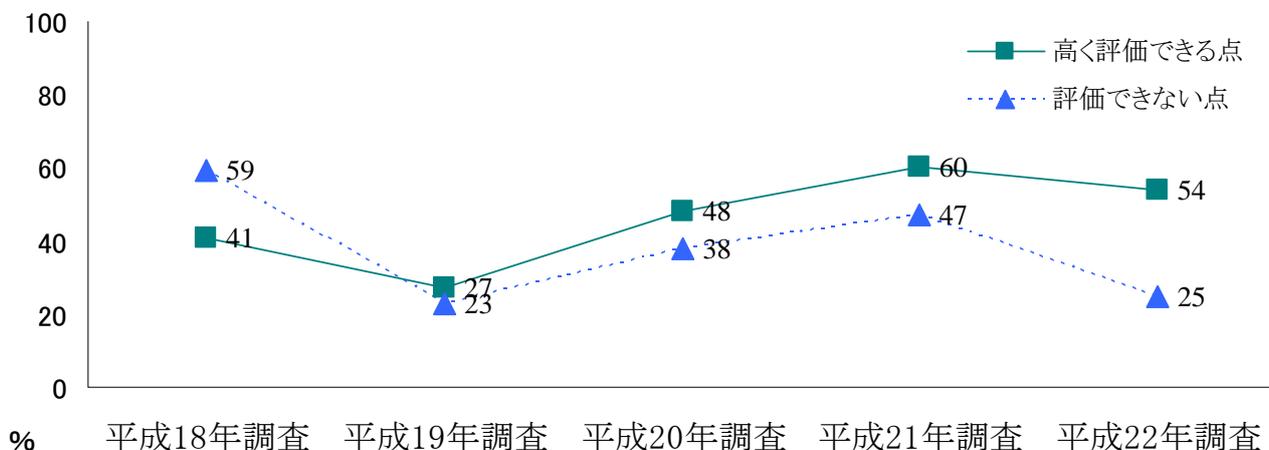
2. センターの教員構成は、適切だと思いますか。



3. センターの教員構成に問題があるとすれば、どのような点ですか。

併任教員が特定の学部偏っているため、その学部の業務負担を圧迫している可能性がある点。
構成自体に問題はないと思うが、部門数の増加・各部門の業務量の増加にセンターの人員数では対応できなくなっていると思う。
全学教育機構におけるセンター教員構成（センターの立場）が？
特定の部局に偏っている
専門性の適度な人材の登用
本来の目的に合った機能（部門）にすべき
センターの目指しているものが良くわからない。それ故、人員構成に関して意見をもてない。
専任教員数を増やすべき。
問題の有無事態が、まだよく判断できない。現状では問題は起こっていないと思う。
センターの教員の設置に関する必要性が問題である。

4. センターの活動についての評価をお聞かせ下さい。



高く評価できる点	評価できない点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・併任が殆どである組織で幅広く教育関係の業務を遂行している点。</li> <li>・ポートフォリオの導入、FD 講演会、評価関連</li> <li>・外部評価用の資料作成、FD・SD 企画</li> <li>・大学教育委員会と連携して、本学の教育を全面的に支援している。</li> <li>・目立たない存在でありながら重要な職務を担っている。</li> <li>・教育関連の概算要求。</li> <li>・各種評価に真面目に対応している点は評価できます。</li> <li>・新しいとり組み、評価等に取り組み教育のシンクタンク及びリード役として機能している。</li> <li>・英語教育の推進や地域貢献につながる社会人教育に関しては、評価している。それ以外は、疑問を抱いている。</li> <li>・教養教育に関する議論</li> <li>・共通アンケート等調査の分析とそのまとめは、たいへん有益だ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員や学生のためのセンターという視点が欠落している</li> <li>・大学教育委員会との密接な関係があるためにそうならざるを得ないと思われるが、下請け的な業務も多く、教育『開発』センターとしての本分が発揮できていない気がする。また、活動内容(特にその活動の意義)がうまく学内に伝わっておらず、余計な仕事を増やしているように誤解されているようである。</li> <li>・広報活動(ふだんの)が不十分。</li> <li>・センターの活動の推進が結果として研究活動の妨害につながることを恐れている。大学は研究と教育の両輪で動いている。片側だけが突出すると崩壊を早めるばかりである。</li> <li>・大学教育委員会との連動性に問題があるように思う</li> </ul>

5. 今後、センターにどのような活動を期待しますか。

・大学教育のシンクタンクとして、かつその実施機関として本学教育をリードすべき
・各部署の要望のとりまとめ及びその実現への調整等
・大学全体を見渡した提言活動
・新しい教育関連の取り組みの予備的調査、試行、教育委員会、理事室への提案
・評価対応、文科省対応ではない教員や学生のためのセンターを目指してほしい
・ポートフォリオがきちんと機能するように、先導的な役割を期待しています。
・教育開発センターとして、独自の提案ができればよいと思う。
・研究活動とのバランスを配慮した諸活動の推進
・様々な意味において負担増とならないよう期待する。